



山口県における 「買い物弱者対策」 について

令和7年(2025年)3月

山口県買い物弱者対策研究会

目次

1 「買い物弱者対策」について 001

2 「買い物弱者対策」事例集 015



1 「買い物弱者対策」について

「買い物弱者対策」について

1 はじめに

人口減少や高齢化の進行、生活店舗の廃止や公共交通の減便等により、買い物、医療、交通といった日常生活に不可欠な生活インフラが弱体化した地域が発生している。このような地域において、食料品等の日常の買物が困難な状況におかれている人々は、経済産業省の研究報告書において「買い物弱者」と定義づけられている。

「買い物弱者」は、過疎地域のみでなく、都市部のニュータウンや地方の中心市街地等においても増加しており、買い物という生活の基本的な行為が困難となることを新たな社会問題と捉え、「買物難民」として、広く注目されるようになった。

※帯広畜産大学の杉田聡教授が 2008 年に著した「買物難民—もうひとつの高齢者問題」（大月書店）で広がった名称。

我が国の法令において、「買い物弱者」の語を用いている例はなく、その定義を明確にしたものも存在しない。なお、次のとおり、農林水産省が「食料品アクセス困難人口」、経済産業省が「買物弱者数」を推計している。

【農林水産省】食料品アクセス困難人口（推計）

全 国：平成 27 年 約 825 万人（全 65 歳以上人口の 24.6%）
 山口県：平成 27 年 約 13.3 万人（ // 29.8%）
 ※出典：食料品アクセス困難人口の推計結果（平成 30 年 6 月）

【経済産業省】買物弱者数（推計）

全 国：平成 26 年度 約 700 万人（平成 22 年度 約 600 万人）
 ※出典：買物弱者応援マニュアル Ver3.0（平成 27 年 3 月）

用 語	定 義
食料品アクセス 困難人口 【農水省】	店舗まで直線距離で 500m 以上かつ自動車を利用出来ない 65 歳以上の高齢者 ※店舗は、食肉小売業、鮮魚小売業、野菜・果実小売業、百貨店、総合スーパー、食料品スーパー、コンビニエンスストアを含む。
買物弱者 【経産省】	流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々 ※60 歳以上高齢者人口 4,198 万人（総務省調査）に「日常の買い物に不便」と感じている高齢者の割合 17.1%（内閣府調査）をかけて算出

2 問題の要因

「買い物弱者」問題が発生するのは、以下の要因等により、生活者と生活インフラ（店舗など買い物のできる場所）の間に、客観的、主観的な「距離」が生じたときと考えられる。

- ・ **高齢者の増加**
身体機能の低下による行動範囲の縮小（自動車運転が不可能な人の増加）
- ・ **核家族化**
高齢者の独居世帯や老老介護の増加
- ・ **地域コミュニティの弱体化**
地縁等地域による支え合い機能の低下
- ・ **モータリゼーションの進展**
郊外型ショッピングセンターの進出による小規模店舗の減少
バス路線の減便等公共交通機関の利便性低下
- ・ **人口の減少**
地域の人口の減少による小売店の廃業、撤退

3 対策の方向性

1 生活者と生活インフラを近づける対策

直接的な対策としては、生活者を生活インフラに近づけるか、生活インフラを生活者に近づけるかの対策が考えられ、「流通」「交通」「福祉」等の視点からのアプローチが考えられる。

生活者を近づける対策	生活インフラを近づける対策
<ul style="list-style-type: none">・ 地域コミュニティ交通の運行・ 目的限定バスの生活交通バス化・ ボランティアによる外出支援	<ul style="list-style-type: none">・ 生活店舗の開設・ 移動販売・ 配達サービス・買い物代行・ 宅配・インターネット通販

2 関連する取組

上記のほか、直接買い物支援をするものではないが関連する取組としては、「やまぐち元気生活圏」づくりの推進やコンパクトシティの形成、県民活動の促進などが考えられる。

(1) 「やまぐち元気生活圏」づくりの推進やコンパクトシティの形成

中山間地域においては、診療所、商店などがある基幹的集落を中心とする複数の集落で、日常生活サービス等の拠点化と集落同士のネットワーク化を進める「元気生活圏」の形成を推進する。

また、都市においては、都市全体の観点から、市役所、医療、福祉、商業、教育等

の都市機能や居住機能を、都市の中心部や生活拠点等に誘導し、再整備を図るとともに、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を図り、コンパクトシティの形成を推進する。

(2) 地域福祉の推進

年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、地域の誰もが自分らしく活躍し、共に支え合いながら、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け「誰もが共に支え合う地域づくり」「誰もが安心して利用できる福祉サービスの基盤づくり」「地域福祉を支える多様な担い手づくり」を推進する。

(3) 県民活動の促進

やまぐち県民活動支援センターや公益財団法人山口きらめき財団と連携し、NPO活動、コミュニティ活動等の県民の自主的・主体的な活動を支援する。

(4) その他

福祉のまちづくり（ユニバーサルデザイン）

4 国の状況

1 関係省庁における検討や研究、事業状況

(1) 総務省

◇買い物弱者対策に関する実態調査（平成 29 年 7 月）

買い物弱者対策の実態を明らかにするため、国及び地方公共団体における買い物弱者対策に資する事業の実施状況や、事業者における買い物弱者対策の取組状況等を調査。その結果を取りまとめ、関係府省に通知

◇上記通知に対する改善措置状況の概要及び地域における取組事例の公表（平成 30 年 3 月）

(2) 厚生労働省

◇安心生活創造事業推進検討会報告（平成 24 年 8 月）

「見守り」と「買い物支援」の 2 つの基盤となる支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制についてモデル事業を通じ検討し、取組のポイント、事業の成果と課題、提言・提案及び自治体の事例等を報告

(3) 経済産業省

◇産業構造審議会消費経済部会基本問題小委員会報告書（平成 22 年 7 月）

最近の消費者ニーズを踏まえ、消費者を起点とした企業の取組の方向性を提示

◇地域生活インフラを支える流通のあり方研究会 報告書（平成 22 年 5 月）

地域で買い物に不便を感じている人が増加しているといった新たな地域の課題に対応し、流通の発展の方向性・あり方を検討

◇買物弱者等に関する報告書（平成 26 年度）

地域の住民・事業者・行政等が一体となった対策のあり方を提言

◇買物弱者応援マニュアル Ver3.0（平成 27 年 3 月）

豊富な事例を基にポイントを押さえながら、工夫して取り組む方法を解説(平成 22 年 12 月作成以後、随時更新)

◇自動走行ロボットを活用した配送の実現に向けた官民協議会（令和元年 9 月）

自動走行ロボットを活用した配送の実現について検討。自動走行ロボットによる配送は、運送事業者によるラストワンマイル配送のみならず、商業施設等における館内配送への活用や買い物支援など、新しいサービスの展開や各地での課題解決につながることも期待

令和4年4月、道路交通法改正法が成立(令和5年4月施行)、一定の大きさや構造の要件を満たすロボットは、「遠隔操作型小型車」として届出制のもと、人による遠隔操作によって、歩行者と同じ歩道等を最高速度6km/hで通行可能となるよう改正

◇買物困難者対策に資する新たな流通事業コンテスト（令和 6 年 10 月）

新規性が高い取組や一部地域のみ根付いている取組の発掘・横展開を目的に、地方公共団体での取組や IoT 等デジタル技術を活用した民間事業者等の取組を表彰するコンテストを開催(令和7年2月表彰)。

(4) 農林水産省・農林水産政策研究所

◇消費者ニーズの変化に対応した食品サプライチェーンの再編に関する研究

高齢者世帯において、買い物の不便さからフードデザート(食の砂漠)という状態に陥っていることから、高齢者等の食料品へのアクセス状況について研究

◇食料品アクセス問題に関する全国市町村アンケート調査（平成 23 年度～）

市町村の取組状況等を把握するため、全国 1,741 の市区町村を対象に実施

◇食料品アクセス問題ポータルサイト（平成 24 年 6 月）

農林水産省の施策や調査結果、関係府省・団体の施策や取組等を紹介

◇買い物困難者対策スタートブック（平成 29 年 3 月）※農林水産省平成 28 年度補助事業

これから新たに買い物困難者対策に取り組む方のスタートアップ(事業の立ち上げ)を手助けする目的で作成されたマニュアル(公益財団法人流通経済研究所)

◇食料品アクセス困難人口の推計（平成 30 年 6 月）

食料品アクセス問題がどこで発生しているのかを全国的に把握するために、GIS(地理情報システム)を活用して食料品アクセスマップを作成し、食料品アクセス困難人口を推計

◇買い物と食事に関する意識・意向調査（平成 30 年 10 月）

消費者の買い物や食事に関する意識や意向を的確に把握し、食料の安定供給など今後の施策の企画・立案の参考とすることを目的として実施

(5) 国土交通省

◇社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会

都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会報告（平成 21 年 6 月）

今後の都市政策の基本的あり方として、地域の特性を踏まえた選択に応じて一定程度集まって住み、そこに必要な都市機能と公共サービスを集中させ、良好な住環境や交流空間を効

1 「買い物弱者対策」について

率的に実現する集約型都市構造を目指すべき旨を報告

◇都市再構築戦略検討委員会（平成 25 年 4 月～）

地域の生活・経済活動の中心である地方都市の活力の維持・向上等を目指して、人口減少の局面の下で中長期的な視点に立った都市構造の再構築の推進等を検討

◇交通政策基本法の制定（平成 25 年 11 月）

国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流等に必要不可欠な交通に関する施策について総合的かつ計画的に推進するため、基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた交通政策基本法を制定

◇国土のグランドデザイン 2050（平成 26 年 7 月）

「コンパクト＋ネットワーク」をキーワードに、日常生活に不可欠な機能を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつなぐ「小さな拠点」の形成や、都市機能や居住機能を都市の中心部等に誘導し、再整備を図るとともに、これと連携した公共交通ネットワークの再構築を図るコンパクトシティの形成等を基本戦略として提示

◇高齢者の移動手段の確保に関する検討会（平成 29 年 3 月）

高齢者が自家用車に依存することなく移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討

◇地域公共交通活性化再生法の改正（令和 2 年 6 月）

地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善し、地域の輸送資源を総動員する取組を推進

(6) 都市再生本部

◇都市再生基本方針改定（平成 28 年 8 月）

都市機能を中心市街地にコンパクト化する方向性を提示

2 国の支援制度の例

年度	事業名	概要	県内での実施状況	県関係課
H23 ～	地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持事業） 【国土交通省】	地域公共交通の確保の支援	下関市、宇部市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、田布施町、阿武町でデマンド交通の導入等に活用	交通政策課
R3 ～	過疎地域持続的発展支援事業 【総務省】	過疎地域の地域課題解決を図るため、市町村が実施する ICT 等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援	・山口市阿東地区：【過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業】買い物支援事業を実施（R4） ・岩国市錦町：【過疎地域持続的発展支援事業】道の駅推進強化支援事業で、買い物支援を実施（R5）	中山間地域づくり推進課

※制度の活用にあたっては、各事業の募集要項、募集期間等をご確認ください。

5 県・市町等の状況

1 県の取組

(1) 「買い物弱者対策研究会」の設置（平成23年1月～）

本県では、生活交通施策、高齢者施策といった分野ごとにそれ以前から買い物弱者の解消に取り組んでいたが、平成23年1月、庁内関係部局で構成する「買い物弱者対策研究会」を設置し、本県の「買い物弱者対策」について、改めて調査研究を行い、平成24年3月に報告書を作成した。（以降、毎年度改訂）

(2) 買い物弱者対策関連事業

年度	事業名	概要	実施状況
H29 ～	地方バス路線等運行維持対策事業 【交通政策課】	地域住民の日常生活に必要な地域公共交通（生活バス路線・地域コミュニティ交通）を維持するため、バス事業者及び市町に対し、運行経費の一部を助成	6事業者、16市町に対して助成
H30 ～	やまぐち元気生活圏活力創出事業 【中山間地域づくり推進課】	山口県版の小さな拠点である「やまぐち元気生活圏」の実現に向け、市町や地域が主体的に取り組む地域づくり活動をソフトとハードの両面から支援 ①活力強化事業（ソフト事業） ・地域運営の仕組みづくりを行うために必要な経費を支援（一般分） ・ICT技術を活用した地域づくり活動を支援（ICT活用分） ・補助上限額 500千円（一般分）、1,000千円（ICT活用分） ②活力創出事業（ハード事業） ・地域運営に要する施設等の整備に必要な経費を支援 ・補助率 1/2（市町）、1/3（団体）	・岩国市（錦、本郷）、下関市（菊川）、下松市（米川）：生活交通バスの車両整備に活用 ・萩市（大井、田万川、福栄）：住民主体生活支援サービス実施団体へ貸出車両の購入に活用 など
R5 ～	持続可能な交通システム実現加速化事業 【交通政策課】	人口減少下においても持続可能な交通システムの構築を図るため、デジタル技術を活用した新モビリティサービスの導入を支援 ①新モビリティサービス導入アクセラレーターの配置 ・市町に交通課題の解決ノウハウを有する専門家を配置し、検討段階から導入段階まで支援する伴走支援を実施 ②新モビリティサービス導入モデル形成補助金 ・導入モデル形成に必要な実証実験時の運行経費を支援	・美祢市：自動運転車両の活用 ・岩国市：AI デマンドタクシーの導入 など

<参考>

年度	事業名	概要	活用した取組（一部）
H25 ～ H26	中山間地域づくり総合支援事業 【中山間地域づくり推進課】	中山間地域における主体的・自主的な地域づくり活動を促進するため、地域の課題解決や将来計画の実現を支援	周南市（大津島）、平生町：新たな交通システムに必要な車両購入
H27 ～ H29	やまぐち元気生活圏づくり総合推進事業（元気生活圏基盤整備支援補助金） 【中山間地域づくり推進課】	中山間地域の集落機能を持続可能なものとするため、日常生活支援機能等の拠点化と集落間のネットワーク化、中山間地域内発型の産業振興を図る取組を支援	萩市（大島）：デマンド型交通車両購入
H30 ～ R 2	中山間地域振興特別対策事業 【中山間地域づくり推進課】	中山間地域の厳しい現状を踏まえ、集落機能の低下が著しい地域の維持・活性化を図るための特別支援を実施 ①集落機能の維持・活性化を図るために必要な経費を支援 ②課題やニーズを把握し、効果的な対策を地域とともに検討するため、特別支援員を配置	・下松市（米川）、周南市（須々万）、岩国市（美和）：コミュニティバス導入等の取組 ・周南市（須金）：予約制デマンド交通導入 ・美祢市（赤郷）：デマンド型乗合タクシーの取組 ・萩市（木間）：高齢者向け買い物ツアー等の取組 ・山口市（地福）：移動販売の取組 ・下関市（黒井）：商店跡地を利用したミニスーパー開設・運営の取組

2 市町等の取組

（1）買い物弱者問題に係る県内市町の認識

◇平成 22 年度調査

- ・ 19 市町のうち 13 市町は買い物弱者問題が顕在化していると認識しており、6 市町は問題が顕在化していないという結果であった。
- ・ 問題が顕在化していないとする市町は、買い物に不便を感じる地域はあるが、公共交通が確保されている、移動販売・宅配などの代替手段が存在しているといった理由から顕在化しているとまではいえないとしている。

◇令和 4 年度調査

- ・ 18 市町において、既に顕在化、もしくは 10 年以内には顕在化すると認識しており、買い物弱者問題は、約 10 年間で進行していると考えられる。
- ・ 買い物弱者対策としては、移動販売・店舗までの移動支援など、対面での買い物を実現する支援が有効と考えられている。

(2) 買い物弱者問題解決に向けた県内での取組事例（令和6年度）

① 買い物弱者対策関連事業（市町）

市町	支援事業の名称	事業概要
下関市	生活バス運行事業	市内の交通不便地域で生活バスの運行を行い、生活に必要な移動手段の確保を図る。
	買物支援協力店ガイドブックの作成	食料品や日用品などに関する支援サービスについて電話番号、配達地域及び主な取扱商品など、注文等の際に必要な情報を、店舗ごとにわかりやすくまとめ、民間事業者の取組について情報提供している。
宇部市	地域内交通対策事業	交通空白地域における、住民の買物や通院等の移動手段を確保するため、市の委託によるデマンドバスの運行や、地域組織が運営するコミュニティタクシーへの支援を実施している。
山口市	山口市福祉優待バス乗車証交付事業	移動手段を確保し、社会参加の増進を図る観点から、高齢者及び心身障害者等に福祉優待バス乗車証を交付し、バス運賃の助成を行っている。
	山口市おでかけサポートタクシー料金助成事業	福祉の増進を図る観点から、外出が困難な要介護等高齢者に対し、タクシー料金を補助する利用券を交付している。
	山口市福祉タクシー料金助成事業	障がいのある方の日常生活と社会活動を支援するため、タクシー料金を補助する利用券を交付している。
	阿東生活バス運行事業費	市内（阿東地域）の交通不便地域で生活バスの運行を行い、生活に必要な移動手段の確保を図る。
	山口市コミュニティタクシー運行促進事業	地域住民の移動支援として、市内の8地域でコミュニティタクシーを運行しており、運行ルートにスーパーなどの日用品の買い物ができる場所を設定している。
	グループタクシー利用促進事業	一般タクシーを共同利用する仕組みづくりを目指し、交通が不便な地域の高齢者にタクシー券を交付する。 ・1km(75歳以上は700m)以上1.5km未満 300円券×60枚/年 ・1.5km以上4.0km未満 500円券×60枚/年 ・4.0km以上 700円券×60枚/年
	徳地生活バス運行事業	過疎地域の徳地地域内での地域拠点・生活拠点間の移動手段の確保のため、生活バスの運行を実施。令和6年10月からは、デマンド（予約）による運行に変更して実施。
山口市地域活性化ビジネス支援事業	人口減少が進む農山村エリアにおいて、人材、農林水産物及び自然環境等の地域資源を活用する起業等を支援しており、新たに移動販売事業を開始される場合に、拠点となる施設や移動販売事業用車両の取得に要する費用等について活用が可能なもの。	
萩市	交通空白地支援事業	交通空白地域における住民の地域内移動手段の確保を目的として、買物や通院等の移動支援を無償で行っている住民団体に対して、10人乗りの公用車を貸与している。（燃料費、保険料等を市で負担。）
	地域内巡回バス運行事業	市内の交通不便地域を対象に無償のデマンドバス等を運行し、通院や買物など、日常生活における交通手段を確保している。
	交通ネットワーク再構築事業	地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、生活交通バス、タクシーを運行している。
	乗合タクシー運行事業	地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保するため、乗合タクシー運行に補助を行っている。
	中山間地域買い物支援事業	離島への移動販売に対し、運賃を補助する。
防府市	防府市離島販売運賃助成事業	離島で移動販売を実施する事業者に対し、運賃を助成する。
下松市	地域活動組織支援事業（米川あったか便）	下松市社会福祉協議会に委託（運営費を補助）し、ボランティアスタッフにより運行している。高齢者自らが買い物に出ることで、自宅への引きこもりを防止し、ボランティアスタッフとの交流による高齢者の見守り機能と支え合い機能を併せ持っている。また、移動に不便を感じる高齢者の自宅と商業施設との間を車両で直接往復し、利用する高齢者の利便性に配慮して運行している。

1 「買い物弱者対策」について

市町	支援事業の名称	事業概要
岩国市	買い物弱者支援事業費補助金	買い物弱者の買い物の機会の確保及び生活の維持向上等を図ることを目的として、事業者が買い物弱者を主な対象者として移動販売により日常生活物資の購入支援を行う場合において、当該移動販売に使用する車両の購入等及びその他運営に要する経費の一部を補助する。
	高齢者生き生きサポート事業	タクシー料金の利用券を申請に基づき交付することで高齢者の外出支援を行い、高齢者福祉の増進を図る。 4枚/月 年間最大48枚 月割で交付 500円/枚
	岩国市生活交通バス運行事業	地域住民の日常生活に必要な生活バス路線を確保するため、生活交通バスを運行している。
	岩国市過疎地域乗合バス運行事業	地域住民の日常生活に必要な生活バス路線を確保するため、過疎地域乗合バスを運行している。
	岩国市乗合タクシー運行事業	市内の交通不便地域を対象に、路線バスに代わり乗合タクシーを運行し、買物や通院など、日常生活における交通手段を確保している。
光市	高齢者バス・タクシー運賃助成事業	運転免許証を要する交通用具（車やバイクなど）での移動が困難な高齢者に対して、移動手段を確保し、外出しやすい環境を創出するため、路線バス及びタクシーの運賃の一部を助成する運賃助成券を交付する。
長門市	デマンド型運行事業	市内全域を対象にデマンド型運行事業を実施し、買物や通院など、日常生活における交通手段を確保している。
	買い物支援実証事業	定期的な移動販売を行うことで、交通弱者の購買機会の確保を図る（市内の三隅地区、日置・油谷地区に導入）。三隅地区については、R4年度より自主運行。
柳井市	生活交通活性化対策事業	市内の交通不便地域を対象にデマンド型運行事業（予約制乗り合いタクシー）を実施し、買物や通院など、日常生活における交通手段の確保を図る。
	高齢者おでかけサポート事業	公共交通機関「タクシー・路線バス・平郡航路」で共通利用できる利用券を交付することにより、高齢者の買い物や通院等の必要な外出を支援し、高齢者の心身機能の低下を予防することで自立生活の継続を支援する。
美祢市	ジオタク運行事業	交通不便地域における交通弱者の救済等を目的として運行しているデマンド型乗合タクシー（ジオタク）は、主に高齢者等の買い物や通院など、日常生活における交通手段として活用されている。
	赤郷コミュニティバス運行事業	赤郷地区においては、高齢者の移動手段の確保（交通弱者対策）という地域課題を解決するために、地域自らが地域経営会社を立ち上げ、スクールバスの空き時間を活用したコミュニティバス「あかまるごう」を運行している。
周南市	コミュニティ交通運行事業	利用者の減少や乗務員不足といった要因により路線バスが廃止された地域において、必要に応じて、既存の移動手段を代替または補完するものとして、コミュニティ交通を運行している。
	高齢者バス・タクシー運賃助成事業	運賃助成券を交付し既存の公共交通の利用促進を図ることで、高齢者の外出機会を増やし、閉じこもりを防止する。
	周南市離島活性化交付金事業	週1回程度の移動販売の実施に要する経費として、事業者が来島に必要なフェリー代相当額等を地域へ交付し、住民主体による生活サービスの維持を図る。
山陽小野田市	厚狭北部デマンド型交通運営事業	厚狭北部地域に居住する高齢者などマイカーを自由に利用できない方に対して、タクシー会社への委託を通じてデマンド型交通サービスを提供し、買い物や通院といった日常生活における移動手段を確保する。
	高泊地区デマンド型交通運営事業	高泊地区に居住する高齢者などマイカーを自由に利用できない方に対して、タクシー会社への委託を通じてデマンド型交通サービスを提供し、買い物や通院といった日常生活における移動手段を確保する。
周防大島町	福祉タクシー利用助成事業	通院、買い物など自力での外出が困難な80歳以上の高齢者、心身障害者に対して、タクシーを利用する場合に初乗り運賃相当額を助成する。
和木町	和木町高齢者福祉タクシー利用助成事業	通院、買い物など自力での外出が困難な高齢者に対して、タクシーを利用する場合に、初乗り料金を助成する。（70歳以上の一人暮らしや75歳のみの構成世帯等）
	和木町コミュニティバス運行事業	公共交通の利用に不便を感じている地域に対する移動支援策として、バス運賃の助成を行っている。75歳以上の高齢者、または心身障がい者は無料で乗車できるようにしている。

市町	支援事業の名称	事業概要
上関町	町営バス運行事業	公共交通の利用に不便を感じている地域に対する移動支援策として、町内を巡る町営バスを運行している。
	福祉優待バス委託事業	公共交通の利用に不便を感じている地域に対する移動支援策として、バス運賃の助成を行っている。65歳以上の高齢者、または心身障がい者は町内は1乗車100円、町外（上関～柳井駅）は1乗車300円で乗車できるようにしている。
田布施町	高齢者福祉タクシー利用助成事業	通院、買い物など自力での外出が困難な高齢者に対して、タクシーを利用する場合に、初乗り料金を助成する。
	買い物送迎サービス	買い物弱者への支援を目的として運行しているデマンド型の有償運送事業。高齢者の買い物や通院等、日常生活における交通手段として活用している。利用料金は、片道500円、往復1000円である。
阿武町	阿武町自家用有償旅客運送事業（なごやか便、福賀コミュニティ交通ふくすけ便、宇田ふれあい便）	地域団体へ運営を委託し、町内全地区でデマンド型交通「なごやか便」、「福賀コミュニティ交通ふくすけ便」、「宇田ふれあい便」を運行し、自宅から目的地までの移動支援(有料)を行っている。

②買い物弱者対策関連事業（県・市町・その他）

分野	事業	実施内容	実施主体
流通	宅配サービス	生活協同組合コープやまぐち（個配、夕食宅配）、(株)丸久【マルキュウらくらく便】、イオンリテール(株)【イオンネットスーパー】など	
	移動販売	生活協同組合コープやまぐち【移動店舗おひさま号】、(株)丸久【移動スーパーとくし丸】、JA山口県【移動店舗ふれあい号】、(株)フジ【マックスバリュのくらし便・移動スーパーおまかせくん】、(株)ユアーズ・バリュー【移動スーパーとくし丸】、(株)セブン-イレブン・ジャパン【セブンあんしんお届け便】、(株)丸喜【移動スーパーとくし丸】、NPO法人ほほえみの郷トイトイ【トイトイ号】（山口市）、(株)AKR Group【あきら号】（美祢市）など ※（上関町）セブンあんしんお届け便：地元出身オーナーの強い地域貢献の意志により令和3年1月から開始。週5日、1日3～4箇所販売。電子マネーなどキャッシュレス決裁にも対応 ※（長門市）移動スーパーおまかせくん：令和4年9月に長門市と(株)フジ・リテイリングが包括連携協定を結び、長門市買い物支援事業として、移動スーパーおまかせくんが市内全域を巡回	
	生活店舗の開設	古市ひろば（長門市）、ふれあいプラザ須金（周南市）、ロハス島地温泉・せせらぎの里（山口市）、ほほえみの郷トイトイ（山口市）など	
	生活店舗の運営	土産物を取り扱う物産販売施設を、日用品中心の生活店舗へ用途変更し運営	上関町社会福祉協議会
交通	スクールバス混乗事業	スクールバスを通学に支障が生じない範囲内で、地域住民の利用に共用して運行する有償旅客運送を実施（平成19年～）	周防大島町
	貨客混載事業	バス路線の維持と運転が困難になった高齢農家の出荷支援のため、農産物等の少量貨物を生活バスに積載し運送	下関市
	お買い物サポートカー	組合員を対象にした自宅から店舗までの送迎サービス	生活協同組合コープやまぐち
	バス・タクシー運賃助成事業	高齢者等へのバス・タクシーの運賃を一部助成	市町
	地方バス路線運行維持対策事業	地域住民の日常生活に必要なバス路線を確保するため、バス事業者へ運行経費を助成	国、県、市町
福祉	地域支え合いドライバー養成講習会	地域支え合いドライバー養成講習会の実施	下松市
	有償在宅福祉サービス事業	会員制の住民参加型地域助け合い活動。高齢者等（利用会員）で日常生活上の家事援助を必要とする方に、福祉に理解をもった地域の方（協力会員）が訪問し、サービス（買い物、食事の支度等）を提供 ※サービス内容等は、各社会福祉協議会により異なる。	市町社会福祉協議会
	介護保険制度によるサービス	介護保険制度において、利用者の実態に応じ、訪問介護による生活必需品の買い物など家事援助を実施	市町
	介護予防・日常生活支援総合事業	地域の実情に応じた日常生活支援を実施	市町
その他	生活店舗の運営	土産物を取り扱う物産販売施設を日用品中心の生活店舗へ用途変更し運営	上関町社会福祉協議会

(3) デジタル技術の活用による買い物弱者問題解決に向けた取組

デジタル技術は、地域が抱える様々な課題を解決するための鍵となるものであり、県内において、以下に示すような、デジタル技術を活用した買い物弱者問題解決に向けた取組が行われている。

また、県外においてもデジタルサイネージを活用したデジタルディスプレイ商店や、介護事業者とネットスーパーが連携した買い物支援などの実証が行われるなど、全国で様々な取組が進められている。

◇「楠こもれびの郷」を拠点とした自動運転サービス実証実験	宇部市万倉地区 平成31年3月
高齢化が進行する中山間地域における人流・物流の確保のため、楠こもれびの郷から万倉ふれあいセンターを經由し、JR厚東駅までの片道約5kmを全区間自動運転（ドライバー同乗）により往復させる実証実験を実施	
◇ドローンを活用した食品輸送実証実験	下関市豊田町庭田地区 令和元年11月
ドローン物流の実装化に向けて、道の駅「蛸街道西ノ市」から地区の食品加工場までの約2.5kmのルートで10分ほどかけて食料品を空輸する実証実験を実施	
◇過疎地域の課題解決を目指すドローン技術を活用した「新スマート物流実証実験」	美祢市秋芳町嘉万地区・八代地区 令和4年3月
地域住民の理解度促進やドローン物流の認知度を向上させるとともに、地域住民の利便性を高める新たな物流の可能性を検討するため、ドローンを活用した日用品、生鮮食料品やフードデリバリー等の配達実証を実施	
◇ドローン技術を活用した新スマート物流実証実験	美祢市美東町、秋芳町の各一部地区 令和5年3月
新たな物流システムの構築に向け、ドローンを活用した日用品、生鮮食料品等の配送及び商品注文アプリ導入の実証実験を実施	
◇自動運転サービスの実証実験	美祢市美東町大田地区 令和5年12月
高齢者等が安全で便利な移動環境の実現を目指すため、道の駅みとうと美東病院間の往復1.6kmを全区間自動運転（ドライバー同乗）による実証実験を実施	
◇スマホによる買い物支援などの仕組みづくり	岩国市錦町地区・令和4年6月
道の駅と社会福祉協議会、民間企業等が協働して、アプリによる買い物支援や見守り等の仕組みづくりに取り組み、高齢者のスマホ教室を継続して実施するほか、道の駅を流通拠点とした移動販売と宅配の実証実験を実施	

◇スマホによる買い物支援などの仕組みづくり	岩国市錦町地区・令和5年6月
<p>集客性が高い「道の駅」を拠点に、ICTの活用による交流や特産品開発などの地域経済の活性化に取り組む。</p> <p>また、高齢者へのデジタル指導、買い物支援や高齢者・地域住民向けアプリを活用することで中山間地域での生活支援機能を強化し、「道の駅」が地方創生拠点となりデジタルデバイドの解消と安心して暮らせる地域社会の形成を図る。</p>	
◇リモート端末による買い物支援などの仕組みづくり	岩国市錦町地区・令和5年11月
<p>スマートフォンの操作が難しい方でも利用できる、一切操作が不要な専用リモート端末によるプッシュ型の日常生活支援サービス等の実装に向けた実証実験を実施。コープやまぐちと連携し移動販売サービスを提供開始。20名のサービス利用。</p>	
◇リモート端末による買い物支援などの仕組みづくり	岩国市錦町地区・令和6年12月
<p>「道の駅」を拠点に、買い物支援などの日常生活支援サービス等の提供を令和7年4月から実装するため、コープやまぐちと連携し一切操作が不要な専用リモート端末やアプリを活用し、移動販売に併せて夕食弁当の宅配事業や道の駅商品の移動販売サービスの実証実験を実施。</p>	
◇タブレット端末を用いた買い物代行	山口市中心市街地 令和4年10月～11月
<p>自ら外出が困難な高齢者がタブレット端末を用いて、自宅から簡単に、買い物代行や送迎などの生活支援サービスを予約する仕組みづくりに向けて、市と民間企業が連携して実証実験を実施。令和5年8月から民間サービスとして提供開始</p>	
◇ドローン配送の実証実験	山口市阿東地区・令和5年11月
<p>日常の自由な移動や必要な物資の配送などを、どのように維持・確保していくかという課題への対応として、ドローン配送を想定した実証実験を実施</p>	
◇タクシー配車アプリの実証実験	山口市全域・令和6年1月～ 徳地地域・令和6年10月～
<p>市内全域で、共同配車システムの導入によるタクシー供給の効率化及び配車待ち時間減少によるタクシー利用者満足度の向上効果を実証。</p> <p>徳地地域では、10月から定時定路線の生活バスについて、タクシー配車アプリをベースとしたAIデマンド交通(予約運行)に変更し、利用促進効果を実証。自家用車を持たない市民等にとっても、公共交通の利便性向上により、安心して暮らせる地域の維持を図る。</p>	

「やまぐちDX推進拠点 Y-BASE」について

今までできなかったことを、やまぐちDX推進拠点Y-BASEで実施しませんか？

- ・どんなデジタル技術があるのか分からない
- ・DXについて相談する人がいない
- ・デジタル技術を試す機会がない
- ・デジタル技術について学ぶ機会がない

やまぐちDX推進拠点



このような課題をお持ちの方は、是非「Y-BASE」をご利用ください

6 おわりに

少子高齢化や過疎化等の社会情勢の変化に伴い、買い物弱者対策は、高齢者を中心に大きな問題となってきた。本県においても、多くの市町が買い物弱者の問題が顕在化していると認識している。

こうした中、県内における買い物弱者対策として、民間や行政により、流通・交通・福祉などの分野で取組が進んでいる。

流通分野では、流通事業者により食料品や日用品を自宅まで届ける宅配事業が行われており、ほぼ県内全域がカバーされている。最近では、従前は宅配が難しかった離島等一部地域にも配達区域が拡大しつつある。また、買い物困難地域での、生協や農協等による移動販売車による販売も行われている。

交通分野では、意欲ある市町や地域によりコミュニティタクシー等の新たな生活交通システムを導入する取組が進められている。

福祉分野では、地域の支え合い活動や高齢者の見守りといった観点からの取組が進んでいる。

県としては、中山間地域における身近な生活交通システムの構築や食料品等を販売する生活店舗の開設、さらには、デジタル技術を活用した買い物弱者対策など、先導的な市町や地域の取組を支援してきており、今後もこのような市町や地域による取組が進むよう支援する。



2 「買い物弱者対策」事例集

目次

この事例集は、県内の買い物弱者対策の現状として、代表的と思われる事例や最近の取組事例を紹介するものです。

生活者を近づける対策（生活者の移動を容易にするもの）

地域コミュニティ交通の運行

01. コミュニティタクシーなでしこ号（宇部市）	18
02. 藤木おたっしゃ号（山口市）	20
03. 予約制乗合タクシー（柳井市）	22
04. 阿武町デマンド交通事業（阿武町）	24

目的限定バスの生活交通バス化

05. 患者等輸送バスの生活交通化（岩国市）	26
------------------------	----

ボランティアによる外出支援

06. 米川あったか便（下松市）	28
07. 高齢者おでかけ支援事業（平生町）	30

生活インフラを近づける対策（買い物機能を生活者に近づけるもの）

生活店舗の開設

08. 古市ひろば（長門市）	32
09. ふれあいプラザ須金（周南市）	34
10. ロハス島地温泉・せせらぎの里（山口市）	36
11. ほほえみの郷トイトイ（山口市）	38
12. 島のよろずやポプラ見島店（萩市）	40

移動販売

13. JA山口県・ふれあい号1号～4号（周防大島町）	42
14. コープおひさま号（下関市ほか）	44
15. JA山口県・ふれあい号（萩市・阿武町）	46
16. 道の駅移動販売車による買い物支援（周南市）	48
17. 移動スーパーとくし丸（下関市ほか）	50

宅配・インターネット通販など

18. コープの宅配・夕食宅配（県内全域）	52
19. マルキュウらくらく便（県内全域 ※一部離島除く）	54

配達サービス・買い物代行

20. むつみ愛サービス（萩市）	56
21. 予約型定額乗合タクシー「のりーね」	58

※ なお、本事例集は買い物弱者対策に係る県内の代表的と思われる事例や、最近の取組事例を紹介したものであり、その他の観点（財務内容の優良性、事業主体としての存続可能性などを含む経済的妥当性等）を保証するものではありません。

01	コミュニティタクシーなでしこ号	宇部市西宇部地区
	コミュニティタクシーが商業施設と連携して買い物弱者対策に効果を発揮	



事業名称	なでしこ号(コミュニティタクシー)
実施地域	宇部市西宇部(宇部駅北西部)地区
連絡先	0836-34-8831(交通政策課)
開設	平成23年9月
運行主体	西宇部地区コミュニティタクシー運営協議会
運行体制	宇部山電タクシー株式会社に運行委託
運行時間	月曜日～金曜日・日祝、8時台～12時台(曜日等により運行本数、時間が異なる)
事業内容	普通車のタクシーが、駅・商業施設～高台の団地間の既定ルート上を、運賃100～300円で運行(停留所での乗り合い乗車)

地域の現状

- 昭和40年、50年代に、自家用車の利用を想定して高台に開発された団地が点在
- 市街地までは距離や高低差があり、高齢化等により自家用車を利用できなくなった居住者は、移動にも困窮
- 高齢者を中心に、日常の移動支援(バスの運行)を求める要望も多数

取組の概要

- 高台の住宅団地と市街地(駅・商業施設・個人医院)の間(約6.1km)を、定時運行
- 予約は不要で、利用者はルート上18か所に設置された停留所で乗降
- 利用見込みをもとに運行車両は、普通車のタクシーとし、1台(定員4名)が満員となった場合は、次のタクシーを準備



利用者の声

- ・徒歩での外出は大変なので、なでしこ号はありがたいです。
- ・午前中の便で出発して、通院と買い物をして、お昼の便で帰宅するのが日課です。



運営の特長

- 地元自治会による協議会を設立し、事業概要等の決定を主導するとともに、地元世帯へのアンケート調査等により、住民のニーズや認識を把握
- 発着点を要望が多かった商業施設とするとともに、駅を経由することから電車やバスとの乗り継ぎも考慮したダイヤを設定
- 商業施設の協力により利用回数に応じて商品券で還元するポイントカードの導入や、地元企業等の協力による停留所へのベンチ設置など、利用促進及び利便性向上の取組



<往路> 「きわなみ内科」行き

停留所	1 便	2 便
春日町上	8:56	10:47
春日町中	8:57	10:48
春日町下	8:58	10:49
光ヶ丘中	9:00	10:51
光ヶ丘上	9:00	10:51
光ヶ丘下	9:02	10:53
多賀丘	9:04	10:55
第二里の尾上	9:05	10:56
第二里の尾中	9:06	10:57
第二里の尾児童遊園	9:06	10:57
松見町	9:09	11:00
第二里の尾入口	9:10	11:01
馬場良治 集估館前	9:11	11:02
ふれあいセンター	9:13	11:04
里/尾南	9:14	11:05
宇部駅	9:17	11:08
フジ西宇部店	9:19	11:10
きわなみ内科	9:22	11:13

<復路> 「春日町上」行き

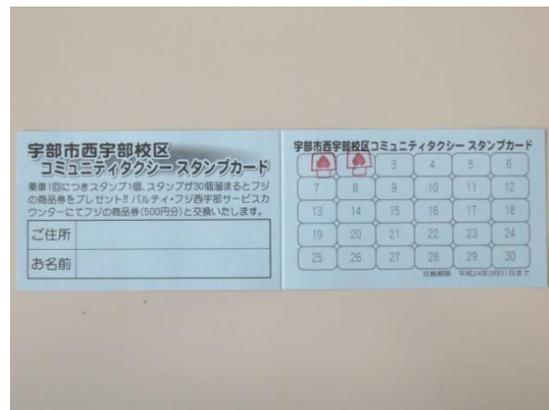
停留所	1 便	2 便
きわなみ内科	10:20	12:11
フジ西宇部店	10:23	12:14
宇部駅	10:25	12:16
里/尾南	10:28	12:19
ふれあいセンター	10:29	12:20
馬場良治 集估館前	10:30	12:21
第二里の尾入口	10:32	12:23
松見町	10:33	12:24
第二里の尾児童遊園	10:36	12:27
第二里の尾中	10:36	12:27
第二里の尾上	10:37	12:28
多賀丘	10:38	12:29
光ヶ丘下	10:40	12:31
光ヶ丘上	10:42	12:33
光ヶ丘中	10:42	12:33
春日町下	10:44	12:35
春日町中	10:45	12:36
春日町上	10:46	12:37

課題

- 利用率(1便あたり2名程度)を維持・拡大し、利用の継続性を確保

今後の展望

- 運営協議会やタクシー会社、商業施設など、地域の関係者が連携したPR活動を展開
- 潜在的な利用者のニーズに合わせて運行ルートや停留所位置を柔軟に変更するなど、利便性の向上を目指した取組



まとめ

- 高度経済成長期に開発された斜面地団地における交通手段確保の取組が、買い物弱者対策としても効果を発揮しています。
- 普通車のタクシーを活用することで効率的な運行を実現するとともに、商業施設との連携により、日常の買い物での利用がしやすいよう工夫されています。
- 地理的な不便さや、将来自家用車が利用できなくなることを考慮して、地元住民の多くの方がコミュニティ交通の必要性を真剣に考えられています。

02	藤木おたっしゃ号	山口市徳地藤木地区
	地元協議会によるコミュニティタクシーを活用した生活交通手段の確保	



事業名称	藤木おたっしゃ号(コミュニティタクシー)
実施地域	山口市徳地藤木地区
連絡先	083-934-2729(市交通政策課)
開設	平成22年4月
運行主体	藤木おたっしゃ号運営協議会
運行体制	島地タクシー有限会社に運行委託
運行時間	1日6便(7時20分～19時5分)、週6日(月曜日～土曜日)
事業内容	ジャンボタクシーが、口ハス島地温泉～上藤木間の定時定路線(一部予約運行)で運行(乗り合い乗車)

地域の現状

- 中山間地域であり、山間部に集落が点在
- 高齢化等の状況を踏まえ、地域における自家用車以外の交通手段を確保する必要
- 廃止された路線バスの代替手段として生活交通バスが運行されていたが、市の交通計画においてコミュニティ交通化の方針を提示

取組の概要

- 地元自治会が中心となって「藤木おたっしゃ号運営協議会」を立ち上げ、地域住民が運行の主体として活躍
- 朝の便はスクールバス機能を有しているため、定時定路線運行
- 利用の少ない時間帯、区域については、予約のあった箇所を結んで運行
- スーパーや病院等がある中心地や周南市など、より遠方への路線バスのダイヤと連動



運営の特長

- 効率的・持続的な運行に向けて、継続した運行改善と利用促進(イベント時の臨時便運行など)を実施
- 路線バスと接続することで旧町中心部等への交通手段として活用するとともに、生活店舗のある「ロハス島地温泉」まで路線を延長
- 通学定期券(中学生用)や割引のついた回数券を発行



課題

- 市の定める本格運行基準(乗車率 ※30%以上)をクリアするために継続した取組が必要
※乗車率=1便あたりの平均利用者/乗車定員
- 地区内での生活利便性向上のために、地域拠点施設「ロハス島地温泉」と連携した取組を促進していく必要がある。

今後の展望

- 芽ばえ始めている「自分たちのコミュニティタクシー」という意識を、乗車数につなげられるよう、利用促進のPRを継続
- 効率的な運行と利用者の利便性向上を図るため、運行ルート of 改善を検討



まとめ

- 交通事業者・利用者・行政に加えて「地域」も担い手とし、「みんなで支える交通」という意識に基づいた熱心な取組が続いています。
- 交流拠点施設や路線バスとの接続によって、買い物など日常生活のために利用しやすくなり、利便性が大きく向上しています。

03	予約制乗合タクシー	柳井市日積・石井南部地区、大畠地区、伊陸・石井北部地区、阿月地区
	予約制乗合タクシーを運行して、自宅から市街地施設までの移動手段を確保	



事業名称	予約制乗合タクシー
実施地域	柳井市日積・石井南部地区、大畠地区、伊陸・石井北部地区、阿月地区
連絡先	0820-22-2111(商工観光課)
開設	平成25年10月日積・石井南部地区 令和2年10月:大畠地区 令和4年10月:伊陸・石井北部地区、阿月地区
運行主体	日積地区社会福祉協議会、大畠地区社会福祉協議会、伊陸地区社会福祉協議会、阿月地区社会福祉協議会
運行体制	柳井三和交通株式会社、柳井第一交通株式会社に運行委託
運行時間	週6日 月曜日～土曜日、日曜祝日運休(地区により運行本数、時間が異なる)
事業内容	利用登録者からの予約を受付け、自宅からスーパーや大型商業施設等へ送迎

地域の現状

- 市街地から離れた中山間地域で、山間部に集落が点在
- 地区内に生活用品を購入できる施設がほとんどないため、住民は中心市街地まで移動して買い物をしなければならない。
- 高齢化が進んでいることから、交通弱者のための移動手段の確保が必要

取組の概要

- 各地区の社会福祉協議会が市の補助を受けて、交通事業者に運行を委託
- 地区社会福祉協議会で利用者の登録等の体制を整備し、地区内の郵便局、市役所出張所や中心地の駅、大型商業施設、病院等を乗降場所として運行
- 買い物等の移動手段の役割を担うため、スーパーや大型商業施設を乗降場所に設定



運営の特長

- 自宅から目的地までドアツードアで送迎し、利便性に配慮
- 住民アンケートから要望が多かった施設を乗降場所に設定
- JRやバスへの乗り継ぎも考慮し、柔軟な運行を実施
- 料金を定額制にして、安価に利用可能

課題

- 利用者登録の促進
- 利用者のニーズに対応し、継続的に利用してもらえるような運行体制の構築

今後の展望

- より利便性の高い公共交通として、安定した運行を継続



まとめ

- 集落が点在する中山間地域において、自宅から市街地の施設まで送迎する予約制乗合タクシーは交通弱者対策として効果を発揮しています。
- 利用者を増やし継続的に運行していくため、地域の方が取組を支えられています。

04	阿武町デマンド交通事業	阿武町全域
	デマンド交通による自宅から目的地までの送迎で生活交通手段の確保	



事業名称	阿武町デマンド交通事業
実施地域	阿武町全域
連絡先	08388-2-3111
開設	令和3年10月:福賀地区、令和5年4月:全域
運行主体	奈古地区:なごやか便 福賀地区:福賀コミュニティ交通ふくすけ便 宇田郷地区:宇田ふれあい便
運行体制	1便あたり運転者1名
運行時間	毎日 8時～20時(奈古地区)、6時～20時(福賀地区)、 7時～20時(宇田郷地区)
事業内容	町内全域における各地区住民主体のデマンド交通の運行

地域の現状

- 中山間地域であり、過疎化、高齢化が進行
- 町内は大きく3つの地区で構成されており、各地区間は町営バスも含め、基幹となる交通手段は確保されているが、各地区内の交通手段の確保が必要
- 定時定路線方式のコミュニティワゴンを運行していたが、住民ニーズも踏まえ、各地区内の新たな交通のしくみを住民主体で検討

取組の概要

- 福賀地区において、「自分たちが運転できなくなっても安心して地域で暮らしたい」と、新たな交通の仕組みをつくるため、地域住民の有志で「福賀の暮らしを地域で考える会」を立ち上げ、研修や視察、話し合いを重ね、試行錯誤しながら仕組みづくりを行った。
- 「福賀の暮らしを地域で考える会」から会員を募り、令和3年9月地域交通を担う団体「福賀コミュニティ交通ふくすけ便」が設立され、令和3年10月デマンド交通「ふくすけ便」の運行を開始
- 福賀地区での取組を受けて、他地区においても新たな交通の仕組みをつくるため、地域住民の有志が「なごやか便(奈古地区)」、「宇田ふれあい便(宇田郷地区)」をそれぞれ立ち上げ、令和5年4月にデマンド交通の運行を開始



なごやか便
 《予約電話番号》☎080-1036-5630
 ※前日までの受付(午前9時～午後4時)
 《運行時間》午前8時から午後8時(うち、午後6時～8時は特別時間)
 《料金》通常時間 地区内:300円 地区外:500円
 特別時間 地区内:400円 地区外:700円
 福祉交通券対象者 地区内:200円 地区外:300円



福賀コミュニティ交通ふくすけ便
 《予約電話番号》☎090-3055-7572
 《運行時間》午前6時から午後8時
 (うち、午前6時～8時および午後6時～8時は特別時間)
 《料金》通常時間 地区内:300円 地区外:500円
 特別時間 地区内:400円 地区外:700円
 福祉交通券対象者 地区内:200円 地区外:300円



宇田ふれあい便
 《予約電話番号》☎080-8029-7564
 ※前日までの受付(午前8時～午後5時)
 《運行時間》午前7時から午後8時
 (うち、午前7時～8時および午後6時～8時は特別時間)
 《料金》通常時間 地区内:300円 地区外:500円
 ※福祉交通券対象者 地区内:200円 地区外:300円
 特別時間 地区内:400円 地区外:700円

運営の特長

- 乗降場所も自由で、自宅から目的地までのドアツードアで送迎
- 電話予約による毎日運行
- 料金は地区内 300 円、地区外は 500 円で安価に利用
- 会員への連絡はコミュニケーションアプリを使用



課題

- 地区間の移動も多く、町内における効率的な運行が求められる。
- 地域団体による運行なので、運転手等担い手の確保が必要

今後の展望

- 配車オペレーション等、地区間での協同的な運行体制を検討し、整備していく。

まとめ

- 公共交通機関の空白地域であった各地区の周辺部と病院や生活店舗がある中心部を運行することにより、日常生活における交通手段を確保できるようになりました。
- 予約によるドアツードアでのデマンド運行により、移動手段の限られる高齢者等にとって安全安心な交通手段となっています。

05	患者等輸送バスの生活交通化	岩国市周東・本郷・錦・美川・美和地域
	へき地患者等輸送バスの目的限定を解除し、誰でも利用できるバスとして活用	



事業名称	岩国市生活交通バス
実施地域	岩国市(周東・本郷・錦・美川・美和地域)
連絡先	0827-29-5106(市地域交通課)
開設	平成23年1月
運行主体	岩国市(事業者)に運行業務委託)
運行体制	20路線を曜日ごとに8台のバスで運行
運行時間	6時台～18時台
事業内容	周東・本郷・錦・美川・美和地域における患者等輸送バスの生活交通バス化

地域の現状

- 中山間地域であり、人口規模が小さく高齢化の進んだ集落が分散的に分布
- 旧生活交通バスは、旧町中心部(交通結節点)から放射状の路線を形成しているが、辺縁部には公共交通不便地域が点在
- 公共交通不便地域には、目的を限定した、へき地患者等輸送バスやスクールバスを運行

取組の概要

- へき地患者等輸送バスの利用目的の限定を解除し、一般住民が様々な用途で利用することのできる生活交通バスとして活用
- ニーズに合わせた集約的運行(曜日運行等)により、ダイヤを改善し、運行を効率化
- 「地域公共交通総合連携計画」に基づき、鉄道や広域バス路線(市中心部行き)との乗り継ぎを改善し、利便性を向上

≪ 生活交通バス化が実現した路線一覧 ≫ (祝日は運休)

地域	路線名	運行曜日	地域	路線名	運行曜日
錦町	高根方面線	水曜日	周東町	毛明線	火曜日
	深須方面線(須川)	火曜日	本郷町	河山駅方面(錦川鉄道接続)	月・水・金曜日
	深須方面線(深川)	火曜日	美和町	立岩方面線	月・金曜日
	野谷方面線	月・木曜日		長谷畑方面線	月曜日
美川町	西谷・東谷・立木方面線	月・水曜日		秋中釜ヶ原方面線	火曜日
	猪木屋・藤ヶ谷・天竺方面線	火・土曜日		坂上釜ヶ原方面線(瀬戸ノ内経由)	火曜日
	佐手・押ヶ谷・奴田原方面線	水・土曜日	湯ノ迫方面線	水曜日	
	伊田川・滝山・見鑄方面線	火・金曜日	根木ノ骨方面線	水曜日	
	市ヶ原方面線	月・木曜日	生見川方面線	木曜日	
			大峠方面線	木曜日	
		坂上釜ヶ原方面線(駄床経由)	金曜日		

運営の特長

- 機能が重複するサービスを統合することで、地域における公共交通を効率化しながら、利便性も向上
- 行き先を病院に限定せず、医療機関以外の場所での乗降を可能にすることで、多目的に利用することが可能



利用者の声

- ・行き先が変更されて、スーパーが近くなりました。
- ・病院に行って、買い物をしてから帰宅するのに利用しています。

課題

- 地域の人口減少や自家用車の利用拡大による利用者数の減少
- 市域内における運賃の平準化と持続可能性を高めるための距離制運賃導入により、利用者の負担が増加

今後の展望

- 利用者数や地域のニーズに応じて、デマンド交通との役割分担やスクールバスの柔軟な活用など、利便性向上と運行効率化を両立する取組を推進
- 地域の一層の高齢化を見据えた、公共交通機関としての生活交通バスの路線維持
- 地域住民等の協議会による公共交通のあり方検討や積極的な情報提供など、生活交通を守る意識を醸成するための仕組づくり



まとめ

- 既存の交通手段を柔軟に活用することによって利用対象が拡大し、効率化に配慮しながら、日常生活における交通手段を確保することができるようになりました。
- 岩国市では、周東・本郷・錦・美川・美和地域において、患者等輸送バスの生活交通バス化を実施し、中山間地域における公共交通の維持に取り組まれています。

06	米川あったか便	下松市米川地区
	地域づくり団体のボランティアにより、高齢者を商業施設等へ送迎	



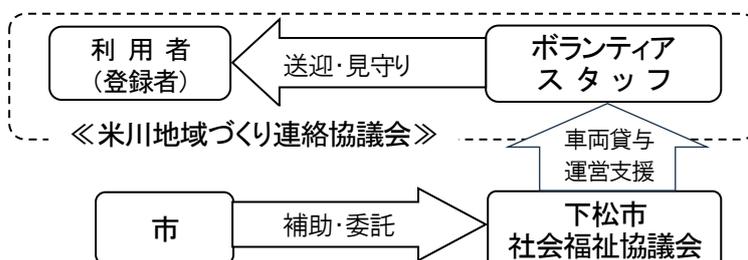
事業名称	米川あったか便
実施地域	下松市米川地区
連絡先	0833-41-2242(市社会福祉協議会)
開設	平成24年2月
運行主体	米川地域づくり連絡協議会
運行体制	1便あたり運転者1名・補助者1名
運行時間	毎月第2～4水曜日、13時～17時
事業内容	地区のボランティアが登録者を自宅から商業施設等へ送迎することを通じて、高齢者の見守りとふれあいを行うもの

地域の現状

- 市街地から約10km離れた中山間地域であり、高齢化率も50%を超過
- 地区内に生活店舗がなく、市街地へ向かう路線バスが廃止されたため、コミュニティバスを運行
- 平成17年、地域で活動する10団体が「米川地域づくり連絡協議会」を設立し、安全で安心して生活できる地域社会の実現に向けて、連携した取組を展開

取組の概要

- 下松市から下松市社会福祉協議会に事業を委託
- 市社会福祉協議会と米川地域づくり連絡協議会が協力して、車両の購入やボランティアスタッフ(運転・補助)の確保、利用者の登録等の運行体制を整備
- 65歳以上で運転免許や自家用車を持たず、利用を登録した住民を対象とし、利用者は毎月1回・1便につき2～3箇所を目安に送迎



運営の特長

- 外出して高齢者自らが買い物を行うことによって自宅への閉じこもりが防止され、ボランティアスタッフと利用者の交流による見守り・支え合い体制として機能
- 移動に不便を感じる高齢者の自宅と商業施設との間を車両で直接結び、利用する高齢者の利便性に配慮
- 行き先や運行体制などは、利用者の意向に合わせて柔軟に対応
- 利用者・スタッフへのアンケートを実施し、年1回スタッフ全体で共通認識を持つための意見交換会を実施



利用者の声

- ・ワゴン車が自宅に来てくれて助かります。
- ・車内でのおしゃべりも楽しみです。

課題

- 利用者(特に男性)の登録・利用促進
- 利用が増加することにより、ボランティアスタッフに過度な負担がかからないようにする運営体制の構築
- ボランティアスタッフの高齢化対策

今後の展望

- 市からの運営費補助を受け、安定した運営を継続
- 連絡・調整を行う地域のコーディネーター役の確保に向けた取組



まとめ

- 車両の購入などの立ち上げ経費に行政の補助制度を活用するとともに、地元住民のボランティアによる運営を中心としたコンパクトで持続性のある制度を構築しました。
- 見守り・支え合いやふれあいの機能を強化するための手法として、外出支援の事業を行うことにより、買い物の利便性も向上し、利用者のニーズに沿ったきめ細かな対応が可能となっています。

07	高齢者おでかけ支援事業	平生町佐賀地区・宇佐木地区 曾根地区
	地域において運営する無償運送の移送サービス事業です。	



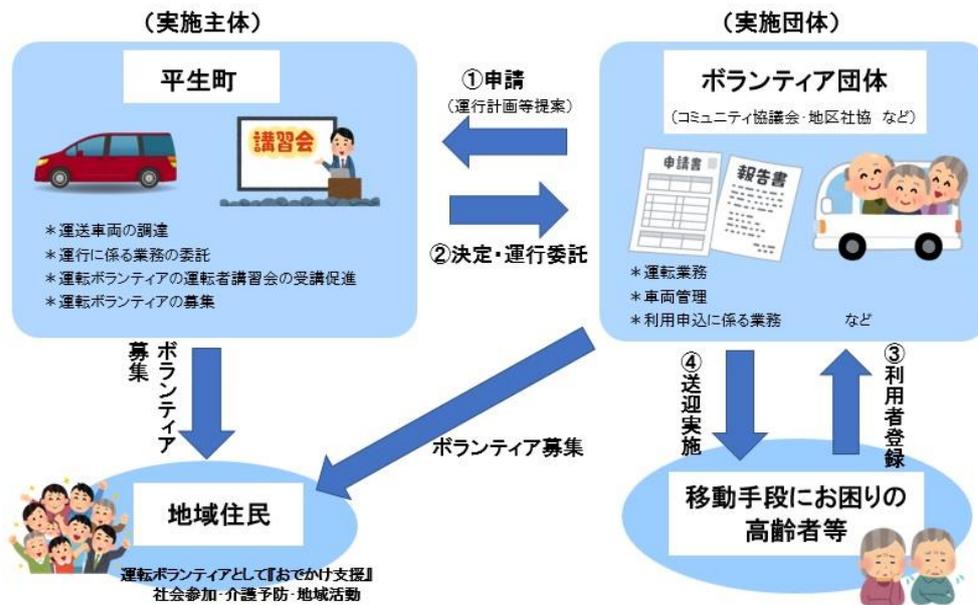
事業名称	高齢者おでかけ支援事業
実施地域	平生町 佐賀地区・宇佐木地区・曾根地区
連絡先	0820-58-0211(佐賀コミュニティ協議会) 0820-56-2493(宇佐木コミュニティ協議会) 0820-56-2217(曾根コミュニティ協議会)
開設	令和3年5月:佐賀、6月:宇佐木、令和6年4月:曾根
運行主体	佐賀コミュニティ協議会、宇佐木コミュニティ協議会、曾根コミュニティ協議会
運行体制	1便あたり運転者1名
運行時間	週1回 午前中のみ(9時出発) 火曜日(佐賀地区)、水曜日(尾国地区)、金曜日(宇佐木地区) ※曾根地区:月1回第3水曜日午後(曾根コミュニティ協議会の行事への送迎のみ)
事業内容	町が主体となって、利用者が一切負担しない形式で乗合輸送を運行する

地域の現状

- 平生町は高齢化率が40%超え、高齢者おでかけ支援事業を実施している3地区においては、地区内に医療機関や商店が少なく、通院や買い物などの日常生活に支障をきたす高齢者が増加している。

取組の概要

- 高齢者が積極的に地域活動や社会参加ができるよう地域住民との協働による移動支援で、店舗・病院・バス停や住民が主体となる通いの場等までの送迎をボランティアが実施。(町から車両を貸し出し、地域において運営する無償運送の移送サービス事業)
- 町と地域のボランティア団体が協力して、車両の運行、運転手の確保、利用者の登録等の運行体制を整備
- 概ね75歳以上の高齢者で他に移動手段がなく外出することが困難な人を対象に、利用登録後、週1回午前中運行



運営の特長

- バス停から離れた交通不便地域に住む高齢者などを対象に、前日に予約を受けて自宅と目的地(商店・病院・最寄りのバス停など)の間で運行
- 行き先や運行体制などは、利用者の意向に合わせて柔軟に対応
- 車両の運行に必要な燃料費・車両保険代・交通費等は町が支援
- 年1回程度、運営委員会で意見交換を実施

利用者の声

- ・自宅発着なので、重たい物も買えるので有難い
- ・品揃えが良い店に行け、選ぶ楽しみがあり感謝している



課題

- 運転ボランティアの高齢化及び確保

今後の展望

- 町からの補助により運営を継続していきたい。
- 利用状況により、運行回数の増便を検討したい。
- PRにより事業の認知度を高めていきたい。

まとめ

- 車両の購入に行政の補助制度を活用するとともに、運営を行政が支援することにより、地域住民の理解を得ながら、利用者の負担が少ない制度を構築しました。

08	古市ひろば	長門市日置上古市
	空き店舗を活用した、住民グループによる生活店舗と交流スペースの運営	



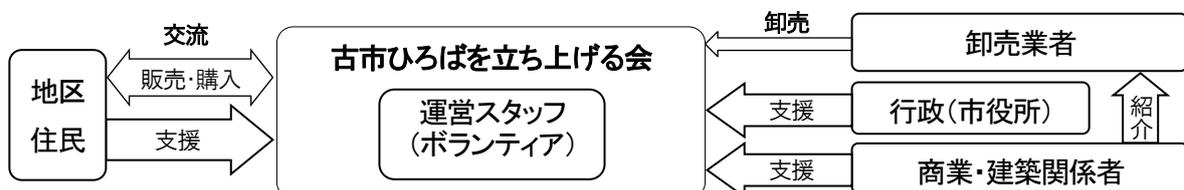
店舗名称	古市ひろば
所在地	長門市日置上
連絡先	0837-37-3220
開設	平成23年4月
運営主体	運営委員会
運行体制	2名体制(ボランティア8名)
営業時間	毎週月曜日・水曜日・金曜日 8時30分~12時
取扱品目	野菜、豆腐、菓子、卵、加工食品(惣菜・乳製品等)、花、果実、日用品、手芸品

地域の現状

- 長門市日置地区のスーパーマーケット2店が相次いで閉店
- 地区における日常の買い物に対応できる店舗が残っていない。
- 他地区のスーパーマーケットまでは交通の便が良くないため、高齢者等の買い物に支障

取組の概要

- 地元自治会、民生児童委員、地元業者等により運営委員会を組織
- 開店時の改装資材を市が援助し、施工は建築関係者がボランティアで対応
- セールや記念行事等のイベントを積極的に開催、近隣の住宅型有料老人ホームに週1回訪問して物品を販売
- 店舗内に交流スペースを併設し、地域住民のふれあいの場として活用
- 「仕入れルートの開拓やノウハウ獲得と、利用者ニーズに合わせた品ぞろえの充実」が課題のひとつであったが、平成29年7月、長門市が株式会社丸久と地域活性化包括連携協定を締結したことから、株式会社丸久からの商品供給支援を受けることとなった。



運営の特長

- 空き店舗の活用、住民コミュニティの構築、地域福祉の3つの機能を備える。
- 商業関係者や建築関係者など、地区住民がボランティアでサポート
- 地元農家等の新鮮野菜や海産物、近隣農場の卵や近隣豆腐店の豆腐など、集客力のある人気商品を取扱っている。



今後の展望

- ボランティア運営スタッフの拡充や後継者育成など、マンパワーの充実によってスタッフの負担を軽減し、10年先の地域を見据えて店舗運営を継続
- 仕入れルートの開拓やノウハウの獲得と、利用者ニーズに合わせた品揃えの充実
- 店舗まで買い物に来ることのできない人への対策(注文・配達など)を検討



まとめ

- 地域のスーパーマーケット閉店後、地域の有志が立ち上がり、地域住民の協力や行政の支援を得て、ボランティアによる運営を組み合わせ、生活店舗を立ち上げた事例です。
- 店舗の立ち上げにあたっては、市民協働活動を支援する取組の一環として、長門市日置支所から、店舗立ち上げに必要な資材等の支援を受けています。
- 買い物場所の確保という効果に加えて、交流スペースを設けることで、高齢者等の見守り・ひきこもり防止への効果も現れています。

09	ふれあいプラザ須金	周南市須金地区
	地域づくり団体によって、地域の生活基盤を再生するために生活店舗の運営を実現	



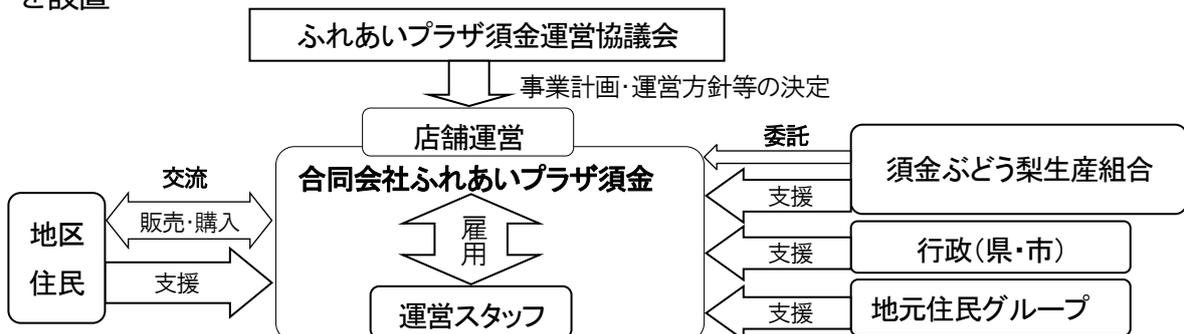
店舗名称	ふれあいプラザ須金
所在地	周南市須金地区
連絡先	0834-86-2000
開設	平成19年8月
運営主体	合同会社ふれあいプラザ須金
運営体制	所長1名、パートタイム職員
営業時間	11~7月:10時~16時、8~10月:9時~17時 定休日:毎週水曜日 ※営業日・時間は変更となる場合あり
取扱品目	ぶどう・梨(7~10月)、ぶどう・梨加工品(ジャム・シロップ・ワイン等)、須金産の野菜・椎茸、木工品、酒類、ジュース類、タバコ、切手、はがき、日用品等

地域の現状

- 顕著な人口減少と高齢化が進み、コミュニティの存続が危ぶまれている。
- 地区における商店がすべて廃業、また近隣地区のスーパーマーケットまで約15kmの距離があり、高齢者等の買い物弱者の負担が大きい。

取組の概要

- 「ふれあいプラザ須金運営協議会」を立ち上げ、周南市及び県の支援を受け、店舗開設
- 須金ぶどう梨生産組合の直売所の運営ノウハウをもとに、「合同会社ふれあいプラザ須金」が店舗を運営
- ニーズに合わせて食料品や日用品を揃えとともに、住民のコミュニケーションスペースを設置



運営の特長

- 須金ぶどう梨生産組合と連携し、ぶどう・梨の直売や出荷作業の受託により、主たる売り上げを確保(経営成立)
- 国道沿いに立地し地区外から自動車で訪れる利用者が多いことから、トイレ等の休憩機能とともに、須金地域の情報発信スペースを設置
- 地元グループの協力を得て、「地元産の農産物(野菜・椎茸等)」を販売



今後の展望

- 須金ぶどう梨生産組合と協力し、ぶどう・梨の販売促進による運営基盤の強化
- 地元産の野菜・椎茸、加工品などの販売促進による地元住民の生きがい確保
- 須金地域の情報発信機能を一層強化(魅力発信)



まとめ

- 「ふれあいプラザ須金運営協議会」は、周南市及び県の中山間地域重点プロジェクト推進事業の補助を受けて、農協支所撤退等により低下した利便性を再生するために、生活店舗の機能を有する施設として店舗の整備を進めました。
- 地域の将来計画である「須金の夢プラン」を策定し、住民みんなが楽しく安心して暮らせる地域の実現を目指して、積極的な取組が続いている事例です。

10	ロハス島地温泉・せせらぎの里	山口市徳地島地地区
	温泉を核とした交流拠点施設に地元住民のための生活店舗機能を付加	



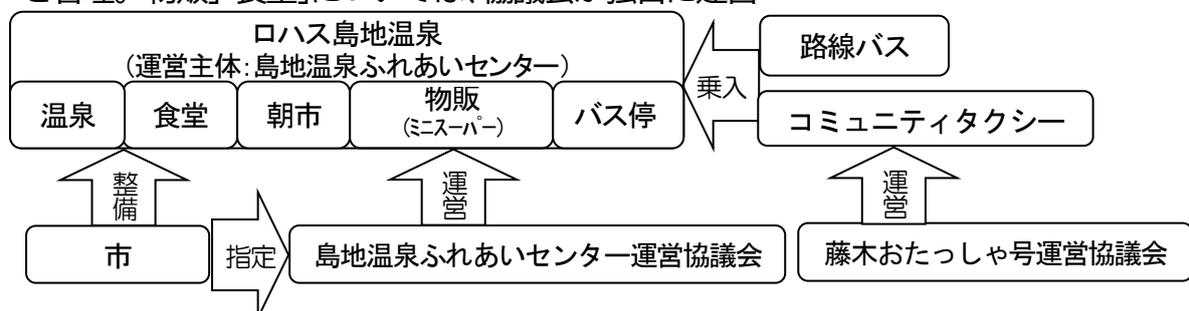
店舗名称	せせらぎの里(ロハス島地温泉内)
所在地	山口市徳地島地
連絡先	0835-54-4545(ロハス島地温泉)
開設	平成23年6月
運営主体	島地温泉ふれあいセンター運営協議会
運営体制	店長1名、パート職員2名
営業時間	9時～19時(水曜日、年末年始休)
取扱品目	野菜、果物、精肉、卵、豆腐類、惣菜(寿司)、保存食品、冷凍食品、菓子類、飲料、調味料、日用品など(約200品目)

地域の現状

- 中山間地域であり、過疎化と高齢化に直面
- 店舗の減少により、日常生活の買い物について約10km離れた旧町中心部まで出かけるを得ない状況
- 国道が通り、路線バスは運行されているものの、地域の拠点となる施設が欠如
- 温泉という貴重な資源が存在

取組の概要

- 温泉を活かした地域の交流拠点施設として、市が過疎債を活用して施設を整備
- 温泉・交流施設に加え、地域から姿を消していた「物販施設(ミニスーパー)」と「食堂」を併設し、地域外からの来訪者に加えて地元住民の利用にも配慮
- 地元住民が「島地温泉ふれあいセンター運営協議会」を立ち上げ、指定管理者として施設を管理。「物販」「食堂」については、協議会が独自に運営



運営の特長

- 40～60歳代の来店者に向けて、地元や国内の産品を中心とした品揃えとするなど、コンセプトやターゲットを絞り込み。
- 地元農家による朝市や地元商品の委託販売など、地域の特性を活かした販売方法の導入
- 地域の利用者の希望にあわせ、品揃えを柔軟に変更
- コミュニティタクシーや路線バスが乗り入れ、地域の各集落からのアクセスが容易



課題

- 温泉利用者数は好調に推移しているものの、地元住民の利用促進が必要
- ニーズの見込まれる惣菜の開発・販売に向けた、施設内の食堂との連携及びマンパワーの確保

今後の展望

- 温泉・物販・食堂の相乗効果を維持・促進することにより、施設の運営を維持
- 地元住民のニーズに即した商品の販売などの工夫に加え、高齢者宅への宅配サービスや、地元住民の利用を促進



まとめ

- 市が過疎債を活用して施設を整備したことで、温泉を活かした拠点施設が実現しました。
- 地域外からの来訪者を取り込むことで、地元住民も利用可能な店舗を設置でき、順調な運営がなされています。
- コミュニティタクシー・路線バスの結節点と生活店舗が併設されることによって利便性が向上しており、地域の拠点施設としての価値が高まっています。

11	ほほえみの郷トイトイ	山口市阿東地福
	地域主体による生活店舗と交流スペースの運営	



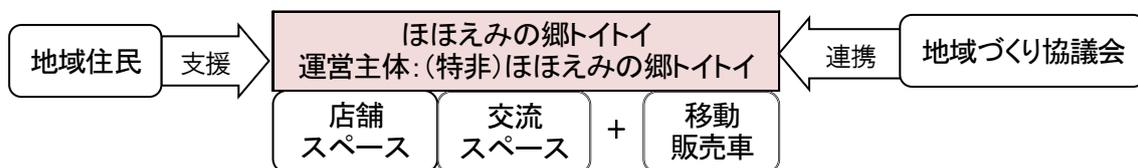
店舗名称	ほほえみの郷トイトイ
所在地	山口市阿東地福
連絡先	083-952-1800
開設	平成24年3月
運営主体	特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ
運営体制	常勤2名、パート職員8名
営業時間	月曜日～土曜日9時～18時(土曜日 13時30分)
取扱品目	野菜、豆腐、菓子、卵、加工食品(惣菜・乳製品等)、精肉、海産物、日用品など

地域の現状

- 過疎地域で少子・高齢化が進行
- スーパーマーケットが撤退し、高齢者等の買い物に支障
- 地区の伝統行事「トイトイ」が国の重要無形民俗文化財へ指定されるとともに、クリスマスナイトフェスティバルといった地区外からの集客もあるイベントを実施

取組の概要

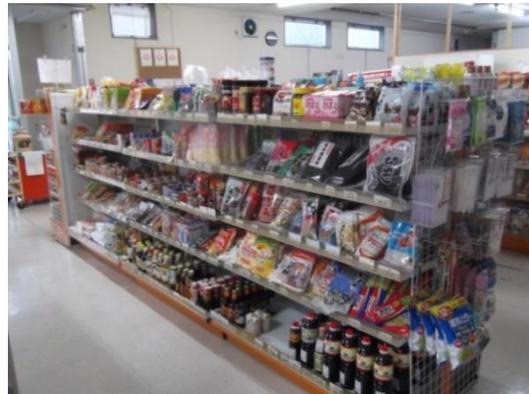
- 地区内のスーパーマーケットの撤退を受け、地福地域づくり協議会が主体となり、住民アンケートを実施するなど、地域内で協議
- 地域の後継者を呼び戻す地域づくりを目指し、買い物機会の確保だけでなく、地域の交流の場として地域拠点を整備することで合意
- 「地福ほほえみの郷運営協議会」(後に「特定非営利活動法人ほほえみの郷トイトイ」に移行)を設置し、店舗を立ち上げ・運営するとともに、「地福地域づくり協議会」と連携し、地域の交流イベント等の地域づくり活動を実施



地域コミュニティの活性化、行政との連携

運営の特長

- 地域の約500世帯から開設支援金を募り、空き店舗を活用し、立ち上げ・運営
- 地域の拠点を目指し、生活店舗以外に交流スペースを設置
- 農家との連携による地元産品(農産物、加工品など)を積極的に取扱い
- 利用者から要望の強い鮮魚についても取扱い
- 季節に応じた地域イベントや地域を元気にする地域づくり活動の実施
- 交流スペースを活用しタブレット講習会や野菜づくり講習会を開催。また、週1回のコミュニティカフェ運営や健康づくり・介護予防事業にも取り組む。
- 移動販売車を導入し、店舗に来られない住民にも対応
- 加工所を整備し、地元女性による惣菜・弁当の加工販売を実施。仕出しや料理も注文を受け対応



今後の展望

- 来客数の増加に向けた広告宣伝やイベントの実施、交流スペースの更なる活用
- 農産物や加工品等の品揃えの充実及び地域ニーズを踏まえたサービスの提供
- 産直野菜の集荷システムの研究や高齢者の生活支援としてのICT活用などの検討



まとめ

- スーパーマーケット撤退後、地域が主体となって対策を検討し、地域の拠点となる生活店舗と交流スペースの複合施設を立ち上げた事例です。
- 地域の世帯から開設支援金を募るとともに農林水産省の「食と地域の交流促進対策交付金」による支援を受けて店舗を立ち上げ、地域住民が主体となったNPO法人により運営されています。
- 店舗から離れた集落での移動販売や宅配サービスの実施、交流スペースを活用したタブレット講習会の開催など、地域ニーズを踏まえた積極的な取組が行われています。

12	島のよろずや ポプラ見島店	萩市見島
	JA山口県によるコンビニエンスストア+生鮮食品の品ぞろえの生活店舗	



店舗名称	島のよろずや ポプラ見島店
所在地	萩市見島
連絡先	0838-23-2211
開設	令和2年4月
運営主体	山口県農業協同組合
運営体制	職員1名、臨時職員3名、パート3名
営業時間	9時30分～19時(正月を除き原則年中無休)
取扱品目	野菜、精肉、鮮魚、加工食品、飲料、菓子、日用品、酒類、弁当類、パン類など

地域の現状

- 特定有人国境離島で少子・高齢化が進行
- 既存商店は小規模かつ経営者の高齢化が進んでおり、将来的な生活店舗の維持が課題
- 県内有数の好漁場として釣り人の人気も高いほか、多種多様な渡り鳥が訪れる立地を生かしたバードウォッチングイベントや、地域に古くから伝わる鬼ようず(大凧)にちなんだイベントなど、地域資源等も豊富で地域外からの訪問客も多い

取組の概要

- 地域内の個人商店の事業継続が難しくなっていたことから、地域から生活店舗設置の要望を受け、JA山口県が(株)ポプラとフランチャイズ契約を締結し、萩市及び県の支援により開設
- 島内初のコンビニで、食料品や日用品の販売のほか、マルチコピー機による住民票の写しの発行や、公共料金収納サービス、宅配業務の取り次ぎが可能となった。
- 商品購入の際に、購入代金の別途1割を本土からの輸送に係る輸送費として徴収。
- 店長及び店員を島内で雇用したため、地域の雇用創出にもつながった。

運営の特長

- JA山口県の流通システムに、(株)ポプラの流通システムを組み合わせることで豊富な品ぞろえを実現
- ポプラの知名度により、地域住民以外の利用促進
- 本土からの海上輸送について、萩港での船(萩海運(株))への積込は、萩広域シルバー人材センターに委託し、輸送費を節減



今後の展望

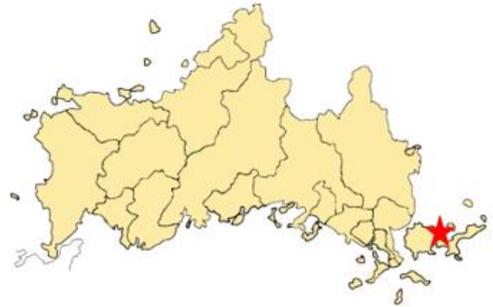
- 将来的に、地元農家から野菜等の仕入れを行い、島の直売所としての機能強化を目指す。
- ポプラの商品入荷は、フランチャイズに加盟する経営者側の自由度が高く、通常のコンビニでは置いていない商品の仕入れが可能のため、地域のニーズに合わせた「かゆいところに手の届く」仕入れを行い利用者の利便性向上を図る。



まとめ

- 本土から約 45km 離れた特定有人国境離島において、地域の将来を考える中で課題となっていた生活店舗の維持・確保のため、島内初のコンビニを開設した事例です。
- (株)ポプラとJA山口県の2つの流通システムを組み合わせ、地域のニーズに細やかに対応することで、コンビニの域を超えた品ぞろえを実現しています。
- 生鮮食品をはじめとした生活物資がほぼ毎日入荷されることで、地域での生活を支える欠かせない存在となっています。また、正月を除き年中無休で営業していることから、島民だけでなく島を訪れた訪問客の利便性向上にも役立っています。

13	JA山口県ふれあい号	周防大島町内各地区
	移動店舗車を用いた巡回販売により、買い物の機会を確保	



店舗名称	JA 山口県ふれあい号(1号~4号)
所在地	周防大島町内
連絡先	0820-72-0090(JA山口県周防大島統括本部)
開設	平成13年
運営主体	山口県農業協同組合
運営体制	車両1台に職員1名
営業時間	月曜日~土曜日、1地区あたり週2回 20分~1時間程度
取扱品目	精肉、鮮魚、野菜、果物、豆腐、加工食品(惣菜等)、パン、菓子類、調味料類、日用品など

地域の現状

- 商業圏広域化や後継者不足等により、日常の買い物に対応できる地区の小売店舗が減少
- 他地区のスーパーマーケットまでは交通の便が良くないため、高齢者等の買い物に支障
- 金融機関が近隣にない地区も多数

取組の概要

- 島内の買い物が不便な地区に向け、移動店舗車を用いて巡回販売を行うことで、地区における買い物の機会を確保
- 管轄のJA店舗において販売品を積み込み、4台体制で月曜日~土曜日の毎日運行(1地区あたり毎週2~3回のペース)
- 平成29年度からは金融機関専用の移動金融店舗車「ふれあい金融号」を運行している。



利用者の声

- ・買い物は他の地区に行かなければならないので、車がないと大変です
- ・月、水、金に来てくれ助かるので、毎回利用しています

運営の特長

- 農協で実施している購買事業を活用して、幅広く充実した品揃えを実現
- 利用は農協組合員に限らず、地域住民にも開放
- 移動店舗車4台体制により、島内ほぼ全域で週2～3回の運用を実現
- 2tトラックと軽四トラックの2種類があり、地域に応じた日常生活の支援機能を強化



今後の展望

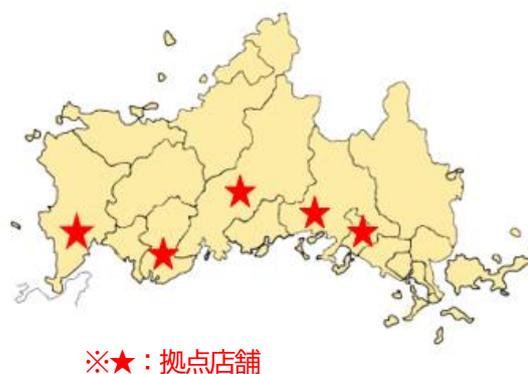
- 生鮮食料品を中心とした品揃えによって生活重視・ライフラインの確保に重点を置き、“地域に出向く商店”として利用者の期待・要望に対応



まとめ

- JA山口県では、組合員へのサービス低下を招かないようにするため、4台の車両により移動販売を行っています。
- 平成13年には、農協によるものとしては全国初の金融機能付き移動販売車を導入後、平成25年度には移動販売車を2台追加し、サービス水準の維持に効果を発揮しています。
- 既設店舗と同等の品揃えを実現し、地区住民の方々に不可欠の存在となっており、地域住民の安否確認や、利用者どうしの交流も実現しています。

14	コープおひさま号	下関市・宇部市・山口市・萩市・防府市・下松市・岩国市・光市・長門市・柳井市・美祢市・周南市・山陽小野田市・上関町・田布施町・平生町・阿武町
	地域の要望を受けて、生活店舗の少ない地域に向けた移動販売を開始	



店舗名称	コープおひさま号(移動店舗車)
訪問地	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、上関町、田布施町、平生町、阿武町
連絡先	0120-49-5657(問合せセンター)
開設	平成23年5月
運営主体	生活協同組合コープやまぐち
運営体制	職員1名
営業時間	毎週1～2回
取扱品目	精肉、鮮魚、野菜、果物、豆腐、加工食品(惣菜等)、パン、菓子類、調味料類、日用品など

地域の現状

- 高齢化と近隣の店舗の撤退で日常の買い物の利便性が低下し、円滑な食の確保に問題を抱えるに至った地区が点在
- 当該地区の組合員から「買い物に関する援助ができないか」という相談を受けて、コープやまぐちが事業化を決定
- 現在は地域包括支援センターとも連携し、都市部の買い物困難者にも対応した巡回を行っている。

取組の概要

- 平成23年5月20日から、車両2台で運用を開始(現在は15台体制)
- 下関市、宇部市、山口市、周南市、光市の店舗を起点に、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、上関町、田布施町、平生町、阿武町で買い物に不便を来している地域を、月曜日から土曜日の間に巡回

運営の特長

- 生鮮品、惣菜、日用品など生活必需品全般を、高齢者や小規模家族向けの少量のものを中心に品揃え。
- 通常の品揃えにないものであっても、事前に注文することで、巡回時に注文した商品を受け取ることが可能
- 惣菜や野菜など、商品を手にとって買い物をする楽しみを感じられるよう工夫
- 地域住民同士のコミュニティの場になり約1000種類の品揃えがある中型車両と、小回りが利き足の不自由な方でもご自宅前で利用可能な軽車両の組み合わせで、困りごとに応じた対応が可能



今後の展望

- 販売場所は、巡回が可能なエリア内であれば、地域や市町からの希望や情報提供に合わせて柔軟に対応
- 宇部市では移動図書館、また、萩市では地元のキッチンカーとコラボした取組を実施
- 「楽しみにされ、頼りにされる動くお店」となれるよう、行政や自治会との連携によって事業を継続させるとともに、対象地域の拡大も検討



まとめ

- コープやまぐちでは組合員からの意見をきっかけに、地域の暮らしを考えて、移動店舗の事業化を決断されており、地元の要望に応える内容となっています。
- 商品の提供に加え、地域の助け合いや利用者どうしのコミュニケーションの場をめざすなど、地域づくりの観点からも有効な取組となっています。

15	JA山口県ふれあい号	萩市・阿武町
	比較的小型の車両を導入し、なるべく高齢者の移動が少なくなるよう、狭いスペースでも移動販売を実施	



店舗名称	JA 山口県移動販売車ふれあい号(1~4号)
所在地	萩市・阿武町内
連絡先	0838-22-4220(営農経済部)
開設	平成25年10月
運営主体	山口県農業協同組合
運営体制	車両1台に職員1名
営業時間	月曜日～金曜日、1地区あたり週1回(移動時間含め40分)
取扱品目	精肉、鮮魚、野菜、果物、豆腐、加工食品(惣菜等)、冷凍食品、パン、菓子類、アイスクリーム(夏場のみ)、調味料類、日用品など

地域の現状

- 少子・高齢化が進んでおり、独居老人も多い。
- 小さな集落が点在している地域が多く、店舗が少ない。
- スーパーマーケットまでは交通の便が良くないため、車を運転しない高齢者等に支障

取組の概要

- 経済産業省の地域自立型買い物弱者対策支援事業を活用し、移動販売車3台を整備、既存の1台を含め計4台で萩市・阿武町の全域(相島以外の離島を除く)で実施
- 山間部のため買い物が不便な地区が多いが、移動販売車で巡回販売を行うことで、地区における買い物の機会を確保
- 管轄のJA店舗において販売品を積み込む
- 原則として既存店舗から半径1km以上の高齢者世帯を対象
- 地域協議会を開催し、地域のニーズを把握

「ふれあい号」運行スケジュール(令和6年2月現在)

曜日	1号車	2号車	3号車	4号車
月	小川	福賀・奈古	明木・川上	佐々並
火	小川・江崎	紫福・福賀	三見	宇田郷・福賀
水	江崎・須佐	福川	川上	佐々並・明木・川上
木	弥富・小川	吉部	山田・木間・明木	佐々並
金	弥富・小川	高俣・福賀	三見・後小畑・大井	佐々並・相島



運営の特長

- 農協で実施している購買事業を活用して、幅広く充実した品揃えを実現
- 小型車両を導入したことにより、狭い場所にも停車可能で、戸数が少なくても要望があれば柔軟に対応
- 距離要件を定めることで既存の小売店にも配慮
- 冷凍庫を搭載し、冷凍食品やアイスクリームも販売



今後の展望

- 地域社会福祉協議会、婦人会、老人クラブなど地域の団体と連携し、独居老人の声掛けやサロンに合わせた出店など、利用者の期待・要望への対応を検討
- 利用者が必要とする商品を確実に届けられるよう、「御用聞き」のシステムを検討



まとめ

- これまで地域に貢献されてこられた高齢者が、これからも地域で安心して生活できるような取組となっており、馴染みのある農業協同組合の看板により、地域の方々も安心して買い物ができる場となっています。
- 小回りを重視し小型車両にしたことで、商品量は制限されるものの、狭いスペースにも駐車でき、長距離を歩けない高齢者も顔を出しやすく、地域の見守りの観点からも有効な取組となっています。

16	道の駅移動販売車による買い物支援	周南市大津島地区
	離島において、移動店舗車を用いた巡回販売により、買い物の機会を確保	



店舗名称	道の駅ソレーネ周南移動販売車
所在地	周南市大津島地区
連絡先	周南市地域づくり推進課:0834-22-8336 周南市大津島支所:0834-85-2001
開設	平成29年
運営主体	運営主体:大津島地区コミュニティ推進協議会 運行者:道の駅ソレーネ周南((一社)周南ツーリズム協議会)
運営体制	車両1台に職員1~2名
営業時間	毎週水曜日:(毎週運行)近江・瀬戸浜・本浦・刈尾・天浦・馬島 (隔週運行):柳浦 ※1地区あたり30分程度
取扱品目	精肉、鮮魚、野菜、果物、加工食品、弁当、総菜パン、菓子類、調味料類、乳製品など

地域の現状

- 島内には唯一の生活店舗としてJAの購買店舗があるが、生鮮食料品を取り扱っておらず、島外に出向く必要があるため、高齢者にとって負担が大きい。
- 他の中山間地域には、移動販売や宅配サービスが充実する中、離島である大津島は対象から外れており、フェリー代の負担もあるため、民間業者が参入しにくい。

取組の概要

- 大津島地区コミュニティ推進協議会が事業主体となって、市の支援制度(フェリー代の補助等)を活用し、道の駅ソレーネ周南の協力を得て、島内の移動販売の運行を実施
- 毎週水曜日に運行し、島内に点在する7つ全ての集落を巡回



運営の特長

- 生鮮食品をはじめ、弁当、総菜パン、加工食品などJAの購買店舗で取り扱っていない商品を提供している。
- 道の駅に事前に連絡すれば当日商品を持って来るなど、利用者の視点に立った運営がされている。
- 各集落に約30分程度滞在することにより、十分な買い物時間が確保されている。

今後の展望

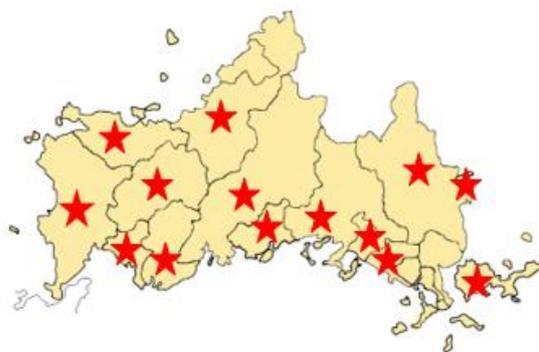
- 単に商品を提供するだけでなく、安否確認など安心して暮らし続けられる仕組づくりを目指す。



まとめ

- 新たなコミュニティの場としても機能し、住民の外出機会の創出に繋がっている。
- 現在、7割を超える世帯が利用しており、今後もJAの購買店舗との共存を図りながら内容の充実を図っていく。

17	移動スーパーとくし丸	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市、長門市、美祢市、周南市、山陽小野田市、下松市、光市、周防大島町、和木町
	買い物弱者支援だけでなく、見守り支援なども行う	



店舗名称	移動スーパーとくし丸
開設	平成28年2月
運営主体 (連絡先)	(株)丸喜 0836-39-8885 (株)丸久 0835-38-1492 (株)ユアーズ・バリュー 0835-27-3100
運営体制	車両1台に販売員1名
取扱品目	鮮魚食品やお惣菜、日用雑貨など 400~500 品目
台数	39台(R6.9.18時点)

地域の現状

○高齢化や近隣の店舗の撤退で、車がない住民は遠くの店舗まで買い物に行くことが困難になり、日常の暮らしに欠かせない食料品や日常雑貨品の買い物に不便を感じる「買い物弱者」が増加している。

取組の概要

- 全国で展開する移動スーパー。県内では、平成 28 年2月1日から、買い物弱者救済の一環として移動スーパー「とくし丸」の事業を開始
- (株)丸喜、(株)丸久、(株)ユアーズ・バリューが「提携スーパー」となり、生鮮品を含む食品を提供。「販売パートナー」と呼ばれる個人事業主が、軽トラックに積み込み販売
- (株)丸喜が下関市、宇部市、山口市、美祢市、山陽小野田市で、(株)丸久が防府市、萩市、岩国市、長門市、周南市、下松市、光市、周防大島町、和木町で、(株)ユアーズ・バリューが山口市(一部)、防府市で販売を実施



運営の特長

○刺身や、惣菜、日用雑貨など 400～500 種類の商品を積み、利用者は、購入する1商品につき 20 円(税込 22 円)の手数料を支払う。

○事業の目的

- ①命を守る(買い物弱者対策、見守り支援)
- ②食を守る(地域スーパーとしての役割を果たす)
- ③職を創る(社会貢献型の販売パートナーという仕事を創出)



今後の展望

○移動スーパーを通して地元の方の生の声を聞き、地域とともに成長することを目指す。

まとめ

○商品を実際に目で見て、手にとって選び、話しながら買い物をするという「楽しみ」を残しつつ、買い物弱者の支援を目指しています。

○商品の販売だけではなく、見守り支援や仕事の創出など、多様な視点で事業に取り組んでおり、地域活性化の視点においても、重要な役割を担っています。

18	コープの宅配・夕食宅配	県内全域
	電話・FAX・インターネットを通じて注文された商品を宅配する生活協同組合の取組	



事業名称	コープの宅配・コープの夕食宅配 https://www.yamaguti-coop.or.jp/
対象地域	県内全域
連絡先	コープの宅配:(問合せ電話)0120-49-5657 コープの夕食宅配:(問合せ・注文電話)0120-272-428
事業主体	生活協同組合コープやまぐち
取扱品目	コープの宅配:食料品、酒類、衣類、日用品など コープの夕食宅配:夕食用日替弁当、おかずなど

取組の概要

- 生活協同組合コープやまぐちは、「くらしを豊かにしたい」という組合員の願いを実現するため、組合員が連携して商品の開発や、商品・サービスを通じたくらしの見直し活動に取り組む消費者自身の自発的な協同組織として、昭和38年に設立
- 以来、組合員の声を反映して開発された安心・安全な商品やサービス事業を組合員みんなで利用することにより低価格を実現し、よりよい品質へと改善を行ってきた。

《コープの宅配》

- 複数の組合員からなるグループへの配達から始まり、組合員の要望を反映しながら受取形態を増やし、平成12年からは個別宅配を開始。現在は、個別宅配、グループ宅配、指定された場所(ステーション・ハウス)での受取が可能
- 利用にあたり、生活協同組合への加入が必要。組合員は、宅配の登録をすれば、年会費・登録料は不要で利用できる。※出資金として100円以上が必要
- 毎週配布されるカタログに掲載された生鮮食品を含む食料品、衣料品、日用品など約1,500品目から、電話・FAX・インターネットを通じて注文し、1週間後に配達
- 配達区域は県内全域で、基本的に県内どこへでも配達。配達手数料は、商品の購入額や受取形態に応じて設定される。

《コープの夕食宅配》

- 毎日の食事に困っている高齢者のくらしに役立ちたいと、平成19年6月から事業開始
- 利用にあたり、生活協同組合への加入が必要。組合員は、夕食宅配の登録をすれば、登録料、年会費、配達料は不要で利用できる。
- 注文は1週間単位の予約制で、自動継続が基本
- 毎週月曜日～金曜日の5日間コースと月曜日～日曜日の7日間コースがあり、18時までに自宅に配達される。
- ワタミ(株)、下関アグリフードサービス(株)と連携し、管理栄養士が栄養バランスを考えた日替わりの献立。



今後の展望

- コープでは、設立時から「安心」・「安全」・「安価」、「環境への配慮」などを重視しており、スーパーとはお客の求めるものも流通の仕組みも異なると認識
- 宅配事業、夕食宅配事業について、地域の要望に添った配達のあり方も今後検討していく予定



まとめ

- 「安心」・「安全」な商品やサービスのある豊かなくらしを望む人々の声で始まったコープの宅配事業は、高齢世帯の買い物支援策としても効果的と考えられます。また、小さな子どもがいるご家族等、外出することが難しく日常の買い物に不便を感じている方たちにも喜ばれています。
- 組合員の要望を柔軟に反映させ、時代や地域のニーズに合ったサービスを行っています。

《参考》

- 県内で行われている有機食材等の宅配サービスの例

・(株)秋川牧園(山口市) スマイル生活

<https://www.akikawabokuen.com/>

- 県内で行われている食事配達サービスの例

・(株)セブン・ミールサービス(東京都)

<https://7-11net.omni7.jp>



19	マルキュウらくらく便	県内全域 ※一部地域除く
	電話・FAX・インターネットを通じて注文された商品を配達する、地元スーパーの宅配サービス	



※★：本店

事業名称	マルキュウらくらく便 https://www.rakuraku-bin.com/
対象地域	県内全域(一部地域除く)
連絡先	(注文・問合せ専用電話)0120-30-0909 (事務局)0835-38-1492
事業開始	平成21年10月
事業主体	株式会社丸久
注文受付	FAX・インターネット:毎日24時間 ※事前に会員登録が必要 電話:月曜日～土曜日の9時～12時、13～15時
配達時間	15時までの注文で翌々日配達(日曜日を除く)
取扱品目	食料品、酒類、文具、洗剤、ペット用品など約2,700品目

取組の概要

- 県内でも過疎化、高齢化の進行に伴い、宅配サービスのニーズが増加
- 実店舗まで買い物に来られない方の自宅へ商品を届けるために、平成21年10月に開始
- 平成23年7月、県内すべての市町(離島を除く)への配達の実現
- 平成24年1月、離島では初めて萩市見島への配達の実現
- 利用にあたり、会員登録(店頭備付けの申込書またはパソコン・携帯電話から登録)が必要、入会金・年会費は無料
- 会員は、毎月配布されるカタログに掲載された約2700品目の商品の中から、電話・FAX・インターネットを通じて注文
- 15時までの注文で翌々日配達(離島等一部地域を除く)
- 配達手数料が商品の購入額に応じて掛かる。
(3千円未満650円、3千円以上400円、離島(萩市見島)一律1,500円)
- 支払い方法は、現金代引、口座振替、クレジットカード(インターネット注文のみ)が選べる。
なお、現金代引は、手数料が別途200円必要

運営の特長

- 注文から配達までの所要時間が短い。
また、配達頻度が高く、商品受取の時間帯が選べる。
- 生鮮食品を含む豊富な商品の中から注文ができるので、毎日の買い物に利用しやすい。
- 自社配送でなく既存宅配事業者の利用により、効率的な事業運営が可能
- 注文はインターネットだけでなく、電話やFAXでも受け付けており、特に高齢の利用者に好評。また、遠方に住む子供が親を心配し、インターネットから注文するケースも増加している。



今後の展望

- 現在配達されていない離島への配達についても、実現に向けて検討を行っている。
- 県内のほとんどの地域が配達可能エリアとなっているが、まだ当該サービスを知らない人が多いため、特に買い物に不便を感じている高齢者世帯や過疎地域に住む人たちに知ってもらうことがこれからの課題となっている。

まとめ

- 実店舗とほぼ同価格で購入でき、15 時まで注文すれば翌々日には自宅に配達されることから、過疎や高齢化が進む地域での買い物弱者支援策として効果的と思われます。
- 小さな子どもがいる母親等、外出することが難しく日常の買い物に不便を感じている方たちにも喜ばれています。

《参考》 県内で行われているスーパー等の宅配サービスの例

・イオンリテール株式会社 イオン防府店(防府市)

<https://shop.aeon.com/netsuper/>



20	むつみ愛サービス	萩市むつみ地域
	高齢者等が日常生活の中で抱える困りごとの解消及び見守り体制の充実を図る住民共助による支え合い	



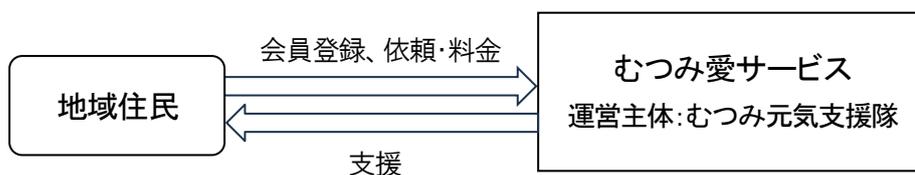
事業名称	むつみ愛サービス
実施地域	萩市むつみ地域
連絡先	08388-6-0118
開設	平成25年8月
運営主体	むつみ元気支援隊
運営体制	隊員数55名(令和5年12月末現在)
営業時間	【依頼受付】9時30分～15時(土日祝は除く) 【サービス提供】時間に縛られることなく、依頼内容により柔軟に対応
事業内容	買い物代行、ゴミ出し、外出支援、電球の交換、灯油入れ、雪かきなど

地域の現状

- 中山間地域であり、高齢化率は59%を超過(令和5年11月末現在)
- 一人暮らし高齢者も多く、住民同士が助け合う支援体制の構築が急務

取組の概要

- 高齢者等の日常生活の中で抱える困りごとの解消及び見守り体制の充実を図るため、住民ボランティアによる「むつみ元気支援隊」を立ち上げ、むつみ愛サービスを開始
- 総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用して萩市が整備した「むつみ世代間交流拠点施設」を中心に取組を展開
- 会員登録(年会費500円)した地域住民に対して、買い物代行やゴミ出し、その他蛍光灯の交換など、ちょっとした困りごとへの支援を実施(買い物支援、ゴミ出し等ちょっとした支援:1回100円、大型ゴミ搬出、掃除など内容により300～500円)



運営の特長

- 「むつみ世代間交流施設」の1室(ひだまりの里)にむつみ元気支援隊が常駐しており、誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所としても機能している。
- 有償サービスのほか、ひな祭り、こいのぼりまつり、七夕まつり、クリスマス会等、四季折々の世代間交流イベントや高齢者の技を生かした各種教室、サロン(女性サロン:週1回、男性サロン:月1回、カフェランチ:月1回)を開催
- イベント時の送迎サービスも実施(無料)
- 自分で買い物へ行けない方で家族の支援を受けられない方を対象に、外出支援サービスを毎月20日に実施



「第3回健康寿命をのばそう！
アワード」(厚生労働省開催)
厚生労働大臣最優秀賞を受賞！！

課題

- 隊員の約7割が女性のため、依頼内容によっては十分な対応が困難な場合がある。そのため、男性隊員を増やすことが必要
- 活動の継続のため、サービス利用料金の収入だけでなく、他の資金源が必要

今後の展望

- 地域住民の「むつみ元気支援隊」への加入を進めるとともに、サービス未利用者に対する取組の周知及びサービス内容の拡充を図り、広く支え合える体制づくりを強化
- 他の事業等との連携による歳入確保対策の実施



まとめ

- 住民同士がお互いに助け合う仕組みを、住民自らが話し合い、事業を開始した事例です。
- 拠点施設を中心に、有償サービスだけでなく、地域が元気になるイベント等も実施することで、共助の精神や地域への愛着を深める取組です。

21	予約型定額乗合タクシー「のりーね」(実証実験)	田布施町
	予約制定額乗合タクシーを運行して、自宅から町内の移動手段を確保	



事業名称	予約型定額乗合タクシー「のりーね」
実施地域	田布施町内
連絡先	利用予約・予約方法:0820-51-0221(予約センター) 全般:0820-52-5805(田布施町経済課)
開設	令和7年2月(実証実験)
運行主体	田布施町
運行体制	原田タクシー有限会社に運行委託
運行時間	月曜日～金曜日、土日祝祭日及び12/29～1/3 運休
事業内容	全ての町民を対象に、平日の予約された時間に、自宅または自宅以外の場所から、町内のあらゆる目的地まで乗合タクシーで送迎

地域の現状

- 町の中央部は平坦地で市街地をなし、JR 山陽線田布施駅を中心に道路網が四方に広がっている。
- 町の中心部である駅や役場周辺に人口がやや集中しており、国道188号沿いにも人口密度がやや高い場所がみられる。
- 町の総人口は平成12年から平成17年に微増したが、平成22年以降は減少し続けている。

取組の概要

- 田布施町にお住まいの方であれば、どなたでも利用でき、他の人と乗り合う公共交通機関。利用にあたっては、必ず事前に利用登録と予約が必要
- 運行エリアは田布施町内全域。町内全体の移動手段として効率良く利用いただけるように、城南エリア・東田布施工エリア、麻郷・麻里府エリア・西田布施工エリアでそれぞれ1台の車を使って運行
- 利用料金は月額定額運賃 3,500 円(都度払いはなし)。1日2回までの乗車、1ヵ月20回までの乗車が可能

運営の特長

- AI を活用し同じ方向の移動をまとめ、予約の重なりをずらしながら効率よく運行
- 自宅から指定の場所まで運行。施設から施設への移動も可能
- 当日予約にも対応し、乗車1時間前まで予約を受付
- 料金を月定額制にして、安価に利用可能



課題

- 広域幹線との乗継の利便性を向上させ町内の公共交通による移動環境の大幅な向上を目指す。
- 公共交通の利用促進や高齢者の移動を中心とした生活を支援する意識の醸成と、具体的な活動の支援を行う。
- 高齢者を中心とした利用促進、若年層を中心とした利用促進、持続可能なサービスの実現に向けて検討を開始する。



今後の展望

- 高齢者を中心とした利用促進(町公式 LINE と予約システムとの連携、高齢者いきいき館等での高齢者向けスマホ教室の開催)
- 若年層を中心とした利用促進(長期休暇中の料金割引、学童や部活、習い事等に対応した運行時間拡大)
- 持続可能なサービスの実現(ふるさと納税制度の活用、既存公共交通利用ポイントや飲食店来店ポイントの導入、野菜や加工品の商品出荷代行サービスや図書館返却サービス等の貨客混載の試験導入、車両への広告掲載による商工会会員協賛金の獲得)

まとめ

- 多くの利用登録と全体的な外出回数の増加から、一定程度、外出意欲が向上していると言える。
- 交通不便地域の住民登録が見られることから、事業への期待の高さが窺える。
- 地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持し、地域間交通ネットワークと密接な地域内を網羅したデマンド交通の運行が期待できる。